

菽藩朝鮮語通詞・松原正軒の「朝鮮物語」について

木部, 和昭
山口大学経済学部 : 教授

松原, 孝俊
九州大学韓国研究センター : 教授

<https://doi.org/10.15017/2198507>

出版情報 : 韓国研究センター年報. 8, pp.27-58, 2008-03-28. Research Center for Korean Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

萩藩朝鮮語通詞・松原正軒の 『朝鮮物語』について

木部和昭 (山口大学経済学部教授)

松原孝俊 (九州大学韓国研究センター教授)

1. はじめに

本書は、京都府立総合資料館所蔵『朝鮮物語』の翻刻である。

表紙 縦横の長さ不明。線装。4ツ目綴。界線なし。9行20字。

写本。丁数、外題・内題の有り、紙質不明、架蔵番号〈128・4〉、

第1丁冒頭の印影は「三浦図書館」か。

まず外形的特徴を明らかにすれば、まず表紙にある二つの題箋に注目すべきであろう。一つは表紙左端に大きく「朝鮮物語」との小短冊形の題箋であり、もう一つはその横にすこし小さめな題箋に別筆で「松原新右衛門朝鮮語」とある。ところで本文冒頭の第2丁には直書きの「朝鮮物語」という外題があり、さらには第1丁の序文冒頭に「松原新右衛門朝鮮物語」の直書きもある。

しかしながら注意深く見ると、本文の写し手と表紙の大きい題箋「朝鮮物語」とは同筆であり、「松原新右衛門朝鮮語」の題箋だけが別筆であることに気づく。

したがって元々は「朝鮮物語」がこの写し手が書き残した題名であり、「松原新右衛門朝鮮語」という題名は後人による標題であると考えるのがほぼ正解に近いだろう。

2. 書誌的事項

この「朝鮮物語」と同名の書は、『国書総目録』によると、

①大河内秀元『朝鮮物語』(東京大学史料編纂所所蔵写本・架蔵番号 一四一四〇・五、一二)

②木村理右衛門『朝鮮物語』(京都大学国語国文学研究室複製本)

の二本存在するが、いずれもここで復刻するものとは相違する。

ところが、今回の翻刻に際して底本として用いた京都府立総合資料館所蔵写本(以下、「京都本」と略す)は、現在の所、国内での存在が確認できる数少ない写本である。しかし本書に関する翻刻の紹介は、実はこれが最初ではない。既に1926年に、『日鮮史話』第4編(朝鮮総督府発行、1928年刊、35~45頁)の中で、松田甲が「二百年前の朝鮮物語」と題して紹介している。その冒頭の解説によれば、松田の見た写本(「原本は草書又は平仮名にて古風に認めたるもの」45頁)は、戦前の山口県を代表する郷土史家、安藤紀一によって呈せられた書冊であったという。松田はその「書籍中の大半を抄出」して翻刻(以下、「日鮮史話本」と略す)したというが、ここで注目すべきは、彼が翻刻・紹介したその序文が、ここで翻刻した京都府立総合資料館本(以下、京都本)のそれと、大意は同じでありながらも、全く別文であることだ。次の通りである。

日鮮史話本『朝鮮物語』序文

「対馬州に而、家来松原新右衛門と云者、数年大通詞役相勤、数ケ年朝鮮にも在番仕、彼国之様子委

細存知巧者に候、対州之暇を取、享保八年に長門州萩え参候、予心安致話談、朝鮮物語承之、追々記置候。但、右之通故、新右衛門、宝永・正徳両度之信使時分も大通詞役にて江戸え参候事¹⁾

『朝鮮物語』(京都府立総合資料館所蔵)

「 松原新右衛門朝鮮物語

松原新右衛門ハ本朝鮮之大訳官ニて対馬国之家来也、朝鮮にも数年在番し、彼国之趣を物語す間に其答滞事なし、正徳元年なり享保四年信使時分、其役として東武江往来し其嶺を能知り、其後対州之暇を取、処士と成て萩に至れり、惟は治教休明にして不招といへ共、慕ひ国宝聚来する謂なり、私に其徳を考るに漂民之為而已ならず、臨時応変て重宝たらん事、長防之地勢に叶たる儀今其計量をしらす、又本朝之書物を考るにも悉其証有り、殊に近年之新儀に至てハ古記ニ無具、其言を以知易く皆抛とするに足る故、是を草稿に記し童蒙之使(便力)とする也

享保十三戊申正月日 江隣擴格書之 」

このように全く異なる序文が付せられている。しかしながら松田甲が抄出した本文の記事とその順序は、京都本とほぼ同一であるので、両書は『朝鮮物語』の兄弟関係にある写本であるといつて良いだろう。しかしながら現実には、日鮮史話本は萩市の安藤紀一文庫(萩博物館所蔵)にも該当の書物は残されておらず、その所在情報が不明なままであり、厳密な両写本の比較検討は事実上不可能であり、今後の課題に残さざるを得ない。

ところで内容を検討してみると、日鮮史話本は、「大半を抄録」(35頁)といいながらも、京都本の記事と比較すると、抄出されたのはごく一部の131番までにすぎず、また後半の132番~251番に関しては全く取り上げられていない。一つの想定として日鮮史話本の底本(安藤氏所蔵本)は後半を欠いていた可能性もあるだろう。

一方、写本の信頼性でいえば、京都本の質は日鮮史話本より落ちる。翻刻では[]の中で、日鮮史話本との対校を表記したが、日鮮史話本に挙がっている記事と比較しても、かなりの脱文や誤記の部分が少なくない。断定は避けなくてはならないが、写本の上では日鮮史話本が善本であるといえよう。その論拠として、次の2例を掲出しておくだけで十分だろう。

(76) 朝鮮王国中を巡狩等被仰渡無御座と見へ申候、巡[国]使ハ[節々]廻り候と聞候事

(130) 朝鮮之役人歴々ありき候をも見申候、人数をも大分召連候、鎗ハ鞘無シニて何れもぬき身ニて候、鞘と申儀無之候、兎角籠を持せ候、尤昇之籠ニて候、其籠色々ニて白キ籠[も有之、錦の籠も有之候、錦の旗は大旗]ニて三四枚敷も有之候、行列之節ハ籠持候者籠持なから馬ニ乗参候事

ところで、江戸時代に編纂された著名な対外関係史料集である『通航一覽』(第4巻、1~2頁)中にも、本書が『異本 朝鮮物語』の出典名で引用されている。そこに「異本」とあるのは、同書中には別に「朝鮮物語」(木村理左右衛門・著)と「別本朝鮮物語」(著者不明)の2書が引用されているからである。

では『通航一覽』所収の『朝鮮物語』(以下、「通航一覽本」と略す)はいかなる物であったであろうか。管見の限りでは通航一覽本の底本が発見されていない現状にあるので、刊本であったのか、写本であったのか、あるいは抄本であったのか、完本であったのかも当然ながら不明のままである。しかしながら全くの手がかりがないわけではない。『通航一覽』を通読すると、次の記事が引用されている。参考のために、京都本の記事番号で提示しておきたい。

- ①『通航一覽』巻25の300頁——(75)
- ②『通航一覽』巻27の325頁——(110)
- ③『通航一覽』巻28の329頁——(51)
- ④『通航一覽』巻29の359~360頁——(46)・(32)

- ⑤ 『通航一覧』 卷50の116頁—— (91) の一部
- ⑥ 『通航一覧』 卷64の308頁—— (129)
- ⑦ 『通航一覧』 卷79の496頁—— (90)
- ⑧ 『通航一覧』 卷83の555頁—— (94)
- ⑨ 『通航一覧』 卷124の456～457頁—— (83)・(16)・(130)・(131)・(4)・(5)・(6)・(7)・(58)・(26)・
(28)・(48)・(49)・(50)・(126)
- ⑩ 『通航一覧』 卷126の477～478頁—— (13)・(8)・(81)・(18)・(9)・(10)・(11)・(12)・(14)・(105)・
(17)・(111)・(3)・(43)
- ⑪ 『通航一覧』 卷127の492～493頁—— (19)
- ⑫ 『通航一覧』 卷130の532～533頁—— (24)・(113)・(115)・(116)・(117)・(118)・(27)・(36)・(88)
- ⑬ 『通航一覧』 卷133の577頁—— (100)
- ⑭ 『通航一覧』 卷136の1～2頁—— (68)・(77)・(106)・(107)
- ⑮ 『通航一覧』 卷137の23～24頁—— (125)・(99)

以上の15カ所に、56個に及ぶ記事が存在するが、すべて京都本にほぼ類似する対応記事が収録されている。しかし京都本の抄本とも言える日鮮史話本とのみの対比では無理であろうが、ここで一つの仮説として、京都本一日鮮史話本とは別系統の流れの『朝鮮物語』が存在したと考えられないであろうか。その理由として、上記したように『通航一覧』には、記事数にして50数個に及ぶ『異本朝鮮物語』が引用されているが、われわれが注意すべきは、京都本や日鮮史話本とのテキスト校合である。必ずしも多くない分量であるので、最終的な断定は慎重でなくてはならないが、通航一覧本はかなり整備された良質のテキストであるように思われる。なるほどその理由の一つとして当然に考えるべきは、『通航一覧』編纂時に編者たちによる校訂であるが、単にそれだけではないはずである。出所不明ではあるが、幕府からの依頼を受けて提出されたものだけに、『朝鮮物語』が藩の公式文書ではないとしても文書としての質の低いものであったと考えがたい。むしろ京都本のテキストが、例えばあるところで「文章院」(93など)として、また他所では「文照院」(91・233)としたり、あるいは同一な典籍名を「徴非録」(125)とも「懲瑟録」(207)とするなど、単に書写者のケアレミスとばかりと思われたいような、全体の統一に意外に無神経であることに気づく。

ただし、京都本が最善であると主張するつもりではない。その点では、通航一覧本に誤字や脱字などはないばかりでなく、内容を逐一検討しても、京都本のように朝鮮事情に暗い人間が書き写した形跡もなく、全体は整然とした内容となっている。ただし『通航一覧』の校合結果を見ると、『通航一覧』にもおかしな表記がたくさんある。もともとの「朝鮮物語」が朝鮮事情に暗い人間が書き記した可能性が高いのではないかと思われる。それが写本の過程でさらに劣化していたと言うべきではあろう。

さて、日鮮史話本や通航一覧本の2本はその所在情報が不明であるのに対して、次の『秘書朝鮮新話』は原本こそ行方不明であるが、幸いにもその転写本写本が残されている。『旧版島根県史』が編纂されるときに、島根県下で古文書や典籍調査が実施されたが、本写本『秘書朝鮮新話』は大正14年5月14日に転記された。原本所蔵者は島根県鹿足郡日原村水津彦十郎氏であった(以後、「水津本」と略す)。原本はすでに所在を確認できないが、昭和30年代に島根県内務部学務課島根県史編纂掛から島根県立図書館に移管され、「史籍記録原簿第50-11号」として保管されている。

とはいえ写本の書名が『秘書朝鮮新話』であるだけに、『朝鮮物語』との関連が疑われかねないだろう。内容は次の通りの、

1. (1)～(138)〈但し、(123)・(125)・(130)・(134)・(135)はナシ〉
2. 京都本に対応記事を持たない2項目
3. (170)・(171)・(172)・(173)・(176)と(183)の一部に加えて、京都本に対応記事を持たない1項目
4. 享保朝鮮通信使の外交文書1

の4部構成である。それ故に、京都本と内容も配列順もほぼ類似する事実に注目しておきたい。

此処で思い出すべきは、日鮮史話本の原本である安藤家所蔵写本は京都本の前半部(1番から130番までの対応記事)だけを持つ内容でなかったと指摘する我々の仮説である。大胆な推論が許されるならば、日鮮史話本は水津本とほぼ同一の系統本でなかったのではあるまいか。

この推論の是非はともかくとして、テキスト校合をする上で、水津本が果たす役割は大きい。それというも京都本で意味不明な箇所に対して、水津本によって多数の文意不明箇所や脱文・衍文などの修正が可能となり、良質なテキストが入手できるからである。たとえば、京都本の冒頭であるが、

(一) 対馬国長サ(鮮・談・新では「広サ」)三十六丁壺里ニして*¹三十八(鮮・談「三拾五」)里有り、横広キ所十里或ハ五、七里也(鮮・談・新「横ハ広キ所五里或ハ三里或ハ式里或ハ一里也」)(鮮)・(新)・(談)であるのに対して、水津本の冒頭は、

「対馬国広サ三十五里、横五里、或者三里、或式里、或いは1里也」

と整然としており、その文意は通じる。

ところで、写本でも転写本でもないが、もう一本の『朝鮮物語』を忘れては成るまい。『釜山府史原稿』第4巻(都甲玄卿編)に引用された『朝鮮物語』である(以下、「釜山本」と略す)。

都甲によって引用された『朝鮮物語』釜山本は、以下の通りである。

1. (130) —247頁
2. (131) —282頁
- 3～4. (4)・(5) —326頁
5. (26) —332頁
6. (248) —333頁
7. (7) —353頁
8. (17) —365頁
- 9～10. (11)・(12) —367頁
11. (216) —372頁
- 12～13. (105)・(106) —397頁
14. (103) —420頁
15. (不明) —429頁

この15カ所に引用された箇所を詳細に見てみると、15番の不明箇所を除外すれば、冒頭から248番に至る内容が具備された『朝鮮物語』を手許に置いて、釜山府史の編纂作業を展開していたことが分かり、それは全体的に京都本と酷似した異本であったに違いない。語句を対比すると、それには若干の相違があり、完全に一致しないので、都甲が引用した『朝鮮物語』が京都本に類似していると推測できても、同一本であると言えない。したがって、昭和10年代の釜山に、これまで知られ居ない5本目の『朝鮮物語』が存在していたはずであるが、残念ながら

*1 ここでの表記は日本の一里(約四キロ)。朝鮮の一里は三丁余で、日本より短い。

ら今日ではその釜山本の所在も不明のままである。

ここで、もう一本の『朝鮮物語』を紹介したい。李元植氏所蔵『松原昌軒 朝鮮談話』が、それである。この本は（以下、李本と呼ぶ）、京都本「朝鮮物語」の異本で、京都本以外に現存が確認できる唯一の近世期の写本である。日鮮史話本・通航一覧本・釜山本が抜粋、水津本が近代の写本であることを考えれば、その史料価値は京都本に並んで高い。

表紙の題箋には「松原昌軒 朝鮮談話 全」とあるが、本文冒頭には「朝鮮物語」とあり、こちらが原題と考えられる。冒頭の序文は、『日鮮史話』において松田甲が引用したものと同文であり、日鮮史話本と同系列の「朝鮮物語」であると判断して、大過ない。また、正徳・享保の通信使を、宝永・正徳の通信使と記述する水津本・日鮮史話本・通航一覧本と共通する点も確認できるため、これら諸本は同系統とみなすことができよう。

記事の内容は、途中、多少の異同はあるものの、京都本の（138）番までが収録され、それ以降の後半部分は含まれていない。また、巻末には延享5年に来朝した朝鮮通信使の国書（朝鮮国王李吟の国書、將軍徳川家重の返書、朝鮮国礼曹参判李匡世の書）を収録している。同様の例は、水津本の巻末に収録された享保の通信使の国書に見ることができるが、これらは朝鮮情報への関心から後に写し取られた可能性が高く、『朝鮮物語』本文とは直接的な関係はないと思われる。

この李本では、京都本（138）番の記事の次に以下の記載で奥書が記載される。

「右此書者長州於萩松原昌軒物語之由、大訳者成ル由、此書之内人參之出所・朝鮮伊呂波百五拾字有之候得共、秘事故別紙ニ記置也

延享三丙寅歲弥生中旬之日記之

金剛仏師正嚴 五十有四歳

宝曆四甲戌年初夏写之 木原孝朗

文政八乙酉季夷則上旬写之

南窓翁英足人藤原景徴（印）

行年七十二歳」

一見すると本書を金剛仏師正嚴なる人物が書いた様にも見えるが、彼が記載したのは「右此書・・・」の部分であり、そこには、松原正軒の物語を伝聞形式で記載しているから、彼を『朝鮮物語』の筆者と見るのは難しい。また、延享三年の金剛仏師以来、本書は宝暦四年、文政八年と二度にわたって筆写されて伝来したことがわかる。この奥書の後に、延享の通信使の国書が収録されるので、それは南窓翁の手によるものであろう。

いずれにせよ、京都本以外の諸本は、序文の違い、通信使の年号の誤記、おおむね後半部分を欠くという共通点を有しており、その典型がこの李本ということになる。このことから考えれば、京都本は、この李本系統の『朝鮮物語』成立後、さらに松原正軒からの聞き書きを書き足して成立した可能性が高いと推定したい。

要するにテキスト校合の作業としては、5本の『朝鮮物語』の存在を確認しつつも、底本に通航一覧本を定め、それを水津本で補充しながら、残りは京都本で補完することが望ましいに違いない。しかしながら、通航一覧本や水津本ともにその原本所在が不明である現状では、今回は京都本の翻刻を基本に、日鮮史話本・水津本・李本との必要最低限の校合を盛り込んで掲載することにした。

3. 成立考

次に『朝鮮物語』の成立に関して、少しばかり言及しておきたい。まず最も確実な成立年の下限は、京都本の末尾に、

「朝鮮物語全部終、宝暦三年井上光英書之」

とあるので、宝暦3年（1753）以前であることだけは確実である²⁾。

しかしながら京都本の序文によると、本書は享保・元文期に、元対馬藩の朝鮮語通詞であった松原新右衛門（正軒または松軒と号す）という人物が、その晩年に萩藩に仕える事となり、求めに応じて口述した内容であり、松原新右衛門と親しい間柄にあった江隣擴格という人物（本名その他不明）が聞き書形式で筆記したものであるという。その序文の日付は享保13年（1728）正月と記載されているが、この享保13年までに京都本全体が完成していたと考えがたい。というのも、元文2年（1737）11月に山口県見島へ漂着した朝鮮人の供述まで含まれている事からである。次の記事である。

「(239) 慶尚道之内熊川（是モ浦手ニテ萩ヨリハ西ノ方大分南エ上リテ有所也、俗ニコモカイト云）、此所ヨリ十三人乗之朝鮮人、元文二年霜月ニ三島へ漂流、夫ヨリ浜崎へ参候、加徳島と云島へ獵ニ参而流され右之通ニ候、此朝鮮人が申たる儀を記之」

このように元文2年（1737）11月に山口県見島へ漂着した朝鮮人の供述まで含まれているので、明白に享保13年以降にも加筆があったばかりでなく、それに伴い補筆・訂正なども自ずと追加されていったにちがいない。その例証として、「享保十六年之春～」と始まる（213）番の記事を掲示すればよいであろう。

一方、本文に成立年代が推定できる記事もなくはない。例えば、

(20) 「今之朝鮮王ハ李瓊と申候」

とあるが、残念ながらこの「李瓊」に該当する朝鮮国王を把握できないでいる。また

(62) 「是ハ唐之儀ニて候得共伝承候、本唐ニて只今康熙帝之儀」

とあり、松原新右衛門の理解では、中国が康熙年間（1662～1722）であると語っているが、これは成立年代決定の決め手にはならない。

ともあれ暫定的な見通しとして、『朝鮮物語』の成立は、長門国見島への漂流事件記事を上限として元文2年（1737）から、その下限は写本記載の宝暦3年（1753）以前であると考えられる。しかし後述するように松原新右衛門の名は元文5年（1740）の漂着事件を最後に、長門萩藩の漂着関係史料から見えなくなるので、この頃に死去したと推論すれば、本書の成立時期は、元文2年～元文5年までの3年間にさらに限定できることになるが、これはあくまでも憶測に過ぎない。

なお『朝鮮物語』の成立に関して、『通航一覧』の編者のメモ書きが残されており、

「按するに、この書年代を記さされとも、前後の文によりて推考するに、享保改元頃の記なるへし」

（第130巻533頁）

とあり、1715～1716年頃と推定している。その論拠は示されていないが、一つの説として紹介しておく。

4. 『朝鮮物語』の内容について

序文によれば、松原新右衛門は元対馬藩の「大通詞」であり、朝鮮にも数ヶ年在番した経験もあり、朝鮮国の事情に精通した人物であったという。また、正徳元年（1711）および享保4年（1719）の二度にわたり、朝鮮通信使来朝に大通詞役として江戸まで随行し、その間の事情にも詳しくとされている³⁾。この序文の記述や松原新右衛門の語りを無批判に信頼することはできないが、少なくとも対馬藩を介在とする幕藩体制下の日朝外交に、通詞職に従事しながら外交と貿易などの最前線で、直接携わっていた人物にしか知りえないような諸事情や、重要な情報が多数盛り込まれている。

なお、『釜山府史原稿』第2巻の中で、編者都甲玄郷は、その典拠を提示してはいないが、

「因みに朝鮮物語は我正徳、享保年間（肅宗王代）草梁倭館の主席通詞なりし松原新左衛門の口述に成りしものなり」（第2巻、350頁）

と記述している。

『朝鮮物語』を一読するだけで、その内容は決して系統的に整序されたものとは言い難く、むしろ松原が思いつくまま、回答を乞われるままに語った、雑多な情報が無秩序に羅列されている。しかし、一つ一つの内容についてみれば、朝鮮の言語・歴史・地理・風俗から当世の政治情勢・風説、産物など多岐にわたり、あるいは対馬藩と朝鮮との外交諸事務に関してもかなり詳細に語っている。『通航一覧』の編者が敬意を払いながら、それに引用した理由も当時であってかなり傑出した朝鮮事情であり、日朝関係を知るに便利であったからにほかならない。

また、彼が朝鮮在番中に見た、釜山和館関係の諸記事、朝鮮人から聞き取った情報、あるいは朝鮮通信使に随行した際に見聞した諸事情などは、それらを直接体験した当事者の話だけに、記述も詳細で非常に興味深い内容となっている。

なお、新旧を問わず対馬藩朝鮮語通詞が物語ったり、直接に執筆した朝鮮事情を知る書物には、

1. 小田四郎兵衛『御尋朝鮮覚書』（『史籍集覧』第16冊に「朝鮮風俗紀」として収録、写本は佐賀県立名護屋城博物館所蔵）
2. 小田幾五郎『象胥紀聞』（村田書店復刻版、1979年）
3. 小田幾五郎『草梁話集』（寛政八年〈1796〉編集、東京都立中央図書館・大浦家所蔵、写本）
4. 小田管作『象胥紀聞拾遺』（筑波大学図書館・対馬市公民館所蔵）
5. 著者不明『漢（韓）事問知』（長崎県立歴史民俗博物館・長崎県対馬市松村家所蔵、写本）
6. 著者不明『朝鮮問答記』（韓国国史編纂委員会所蔵、宗家文庫旧蔵）

などがあることを付記しておく。

5. 長門萩藩における朝鮮人漂着と朝鮮語通詞

本書の成立を考える際、なぜ朝鮮外交・貿易とも無関係の長門萩藩が朝鮮語通詞を必要としたのかについて理解しておく必要がある。

近世の長門国は、海流や季節風といった自然的要因の結果、対馬や五島といった朝鮮近海の島嶼部を除けば、最も頻繁に朝鮮人の漂着が発生する地域であった。池内敏氏の研究によれば、朝鮮人の日本漂着は、近世期を通じて971件を数えたが、そのうち長門への漂着は181件と、実に全体の二割近くを占めていた⁴⁾。

当時の日本では、朝鮮人漂着民は、漂着地の領主が手厚い救護を加えて長崎へと送還し、その後対馬藩の手を経て本国へと送還されるというシステムが成立していた。その救助送還事務は、藩にとっては幕府に対する「御勤事」の一環であり、万端疎漏無く、丁重に果たされるべき性格を有するものだった。しかし、言語不通の相手に対するコミュニケーションが難しく、相互の誤解から、漂着民による騒動事件や、救助の不手際を後に長崎・対馬で訴えられるなどの問題もしばしば発生していた。そこで、漂着多発地帯である長門萩藩では、可能な限り、朝鮮語通詞を確保し、朝鮮人漂着民への応対に当らせようと努める事になった。

ただ、鎖国体制下の近世期、日朝外交に何ら関与していない萩藩において、それは必ずしも容易な事ではなかった。近世初頭には文禄・慶長の役で連行した朝鮮人被虜人の内、存命中だった人物に通詞役を勤めさせ⁵⁾、また、寛政期以降には、藩士の中から御手舂子の中島氏を抜擢し、長崎へ朝鮮語の修業に出して通詞を育成している⁶⁾。そうした中、享保から元文期にかけて、萩藩では思いがけず一流の朝鮮語通詞を召し抱える事に成功する。それが元対馬藩の朝鮮語通詞、松原新右衛門の来藩であり、彼のもたらした朝鮮知識が、本書を生み出す結果となっ

たのだった。

以上からうかがえるように、松原新右衛門および『朝鮮物語』は、多発する朝鮮人の漂着を契機として、いわば副次的に長門萩の地へもたらされたものだった。

当時の長門の人々の間では、しばしば漂着してくる朝鮮人への関心が強かったと考えられ、それを反映して、本書中には朝鮮人漂着関係の話題が少なからず登場している。注目すべきは、そこに記載されているのが、制度的なものだけでなく、松原が漂着朝鮮人から直接聞き出した内容が、幾つか含まれている点である。しかも、公式記録として残る調書の作成には全く無縁の、一種の雑談である。この事は、通詞の存在によって、漂流民から非公式に朝鮮事情を聴取する回路が形成された事実を示している。実際、こうした内々の朝鮮人への事情聴取は、松原の在任中、しばしば行なわれたであろう。漂着した朝鮮人は、長崎出立までの数週間、萩城下の御船倉に滞在させられた。これは決して閉じ込めていたのではなく、人の出入りも比較的緩やかで、また、時折、藩主や藩の上層部による見分や酒肴の下賜なども行なわれた。この際、松原の様な通詞が存在していれば、朝鮮人との問答が十分成立したであろう事は想像に難くない。『朝鮮物語』に登場するいくつかの漂流民への問情は、これを傍証するものであろう。

以上の様に、本書は朝鮮人漂着問題と密接な関わりをもっており、日朝両国間の漂流民問題を考えるに際しても、貴重な記録であることを付記しておく。

6. 松原新右衛門の人物像

本書の序文によれば、対馬藩で大通詞を勤めていた松原新右衛門は、何故か対馬藩を致仕し、享保八年（1723）に長門萩へ移住してきたという⁷⁾。

その松原の萩藩での処遇がうかがえるのが、『百姓町人御仕置帳（享保7～20年）』（毛利家文庫、51罪科、180、山口県文書館所蔵）の以下の記述である。

「一、米式石定

松尾松軒⁸⁾

右之者事朝鮮之詞存居、度々御用相立候故、享保十二未ノ四月式人扶持被遣、暮々御心付をも被成候、然処二次第二及老極二候故、子共へ右之詞稽古仕せ候得共、今逼迫家育も不相成候由段々嘆出候、依之格別御了簡を以今年計於于時右之辻地下修甫米之内を以被遣儀候条、此段可被成御沙汰候、以上

（享保十八）十二月九日 各中

河瀬五郎右衛門様 』

これによれば、朝鮮語の運用能力を有する松原が度々「御用」に役立ったため、藩では享保12年（1727）4月に至って、二人扶持を給してこれを召し抱えた事がわかる。「御用」とは、この時期の萩藩の場合、朝鮮人漂着関係以外には考えられない。さらに、この享保18年暮れの段階になると、藩では、松原自身が高齢ゆえ、子供に朝鮮語を伝授しようと意図し、特別に二石の米を支給する事を決定している。松原の子は直右衛門（正英）といい、寛保元年（1741）11月、阿武郡須佐浦の山嶋へ朝鮮人10名が漂着にした際に、通詞を無事に勤めた記録が見えるので、朝鮮語の伝授は成功したようだ⁹⁾。

また、松原正軒の名は、この前年の元文5年（1740）の漂着事件を最後に、関係史料に見えなくなるので、おそらくこの時期に死去したと考えられる。

ところで、先の寛保元年の朝鮮人漂着関係の史料に登場する子の松原直右衛門の肩書は、「御船倉御雇」で、「御船倉」に所属していた事がわかる。御船倉とは、浜崎宰判¹⁰⁾に所属して朝鮮人漂着事件を管掌する役所であり、

漂着した朝鮮人を収容する場所でもあった。これにより、通詞が漂着朝鮮人への対応を主目的に置かれていた事実が判明する。また「御雇」という身分は、一代限りの士分召し抱えで、正規の藩士と足軽との間にあたる。多くの場合、特殊な技術者や、有能だが身分の低い者を臨時に取立てる場合に、この身分で召し抱え、勲功次第では藩士に取立てられる可能性もあった。父の正軒の代には、先の史料の宛先である河瀬五郎右衛門が浜崎宰判代官である事から、御船倉に所属していたのは間違いないが、「御雇」身分であったかどうかは、甚だ疑問である。なぜなら、御雇身分であれば『百姓町人御仕置帳』に収録される筈がないからだ。二石の臨時支給米が地下修甫米より抛出されている点からも、彼が士分として召し抱えられていなかった事がうかがえるだろう。

では、対馬藩で大通詞を勤めたと自称する人物が、なぜ、萩藩へ来て、このような低い身分で、子の教育にも窮するような老後を送らねばならなかったのか。この点から、彼の経歴に対する大きな疑義が生じてくる。

そこで、対馬藩や萩藩の正徳・享保の朝鮮通信使記録を見てみると、随伴した通詞の中に、松原新右衛門の名は全く見当たらない。同様に、対馬藩の通詞関係の記録類にも、大通詞はおろか稽古通詞にもそうした名前的人物は存在しない。また、萩藩において幕末期に朝鮮語通詞を勤めた中島家の文書によれば、

「御船倉付通辞之儀者、韓客漂流辨用のため、享保・元文之頃対州之訳官松原正軒〔初之名ハ佐々木三右衛門、後ニ改松原氏〕と申者彼地を走り御国ニ来り居候処、初而御取建相成(後略、[]部分は割注)」¹¹⁾

と記述され、松原が萩へ来た当初は「佐々木三右衛門」と名乗っていた事が判明するが、この名前もまた、通信使や対馬藩の記録からは見出す事が出来ない。ここで考えられるのは、佐々木も松原も彼本来の名前ではなく、何等かの理由から対馬藩時代の名前を隠すために、改名を重ねたのではないか、という事である。

『朝鮮物語』の中の、「和館」記事を初めとする朝鮮事情に関する記述内容や、実際に朝鮮語が話せていた点などから考えて、彼が元対馬藩の通詞であった事はほぼ間違いないだろう。しばしば引用される朝鮮の書物を実際に手にして閲読でき、また吏文を駆使でき、ハングルを表記できる語学力、単に朝鮮のみならず風聞であったとしても中国事情にも精通する点などからも、彼が「稽古通詞」クラスではなく、相当に知識と体験を有するハイレベルな通詞であった事がうかがえる。彼は対馬藩の「大通詞」と自称しているが、真偽はともかくとしてそれは階級の高い通詞職を指すものだったろう¹²⁾。『朝鮮物語』には、彼の正体を知る手掛かりとなる記述がいくつか存在する。その内、通信使への随伴に際して、正徳の信使の際は副使付、享保の信使の際は正使付の通詞として江戸へ上ったという。また、正徳の信使の際には、副使から朝鮮で流行っている名詩を教えてもらったという話が収載されている。この記述はあながち偽りとも思えない。なぜなら、彼が萩へ来た享保年間、藩内には享保四年の通信使の記憶がはっきりと残っていたはずだからである。上関・赤間関で信使の応接に当たった藩士の中には、当時の対馬藩の通詞の記憶を留めていた者も少なくなかったと思われ、彼がもし下級の通詞であったり、信使に随伴していなかったりすれば、萩藩でこうした虚偽を堂々と述べる事は不可能であったにちがいない。少なくともある程度の高官付で通信使に随伴したのは事実だと思われる。

そこで、対馬藩及び萩藩の通信使関係記録をみると、正使・副使・従事官・上々官付の通詞を勤めた者で、正徳・享保の両度にわたって随伴した人物は五人存在する。残念ながら、記事に合致する正徳に副使付、享保に正使付の通詞は存在しないので、特定の決め手とはならないが、その中で一人の人物に着目してみたい。正徳時に上々官付、享保時に副使付通詞を勤めた小松原権右衛門である。

このような「正使もしくは副使付き」通詞であった松原新右衛門が、対馬での安定した暮らしを捨て、名前を変え、薄給で萩藩に仕えた事実から考えるに、彼には、享保の通信使以降、対馬に居れなくなるような、また、堂々と本名で他家に仕える事が出来ないような、何らかの事情が生じたと考えられる。そうした事情が確認できる唯一の高官付通詞が、小松原権右衛門なのである。

対馬藩の『科人帳(享保3年～6年)』(対馬宗家文庫、記録類I、表書札方D④-6)によれば、この小松原権右衛門は、訳官使の来島に際して人參潜商(抜け荷)を行っていた事が露顕し、享保6年(1721)12月28日付で、「御扶持被召放」の罪科に処断されている。つまり通詞職と扶持方を剥奪されたのである。

以上の処断により、小松原は生活の糧を失って困窮した様である。享保8年(1723)年2月2日付の『表書札方 毎日記』(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)には、彼に関して次の様な記事が掲載されている。すなわち、家内の困窮と持病の中風の発症を理由に、対馬島内で暮らして行けないため、老母・妻子を引き連れて、

「家内不残旅出切被仰付被下候様」

にと願い出ている。旅出切とは事実上の対馬退去を意味する。藩では

「権右衛門儀、得快気万一方へ奉公ニ有附候儀ハ不差免候」

と、他家奉公差止めを付けて、小松原一家の対馬退去を許可している。

これが享保八年二月の事である。松原新右衛門が萩へやって来たときとされる享保八年に見事に符合する。さらに、右の様な事情を考慮に入れば、彼が本名を幾度も改名した理由も、低い身分に甘んじざるを得なかった理由も、ほぼ納得がいくのである。萩藩でも、小松原の他家奉公差止めの事情を考慮に入れ、敢えて本人の代には御雇身分に取立てず、しかも「町家出身」(六十人町人)であっただけにあくまでも百姓町人に類する曖昧な立場で召し抱え、対馬との間に問題の生じる事を避けたと見れば、辻褄が合うはずである。

以上の考察から、松原新右衛門の正体は、ほぼこの小松原権右衛門であった蓋然性がすこぶる高いと、現時点では推定しておきたい¹³⁾。

7. 長州への朝鮮情報の伝播と受容

次に、松原新右衛門『朝鮮物語』を媒介とする、長州への朝鮮関係情報の伝播の問題について、若干触れておこう。

本書には種々の記事が収載されているが、その全てを、松原新右衛門が独自に思いつくまま物語ったのではない。聞き手側の質問や要望に応じて語ったものも少なくないだろう。一見雑然と並ぶ本書の諸記事だが、そこには聞き手である萩藩の人々の多様な興味関心が反映されていると考えられる。松原の存在により、多発する漂着朝鮮人から情報を引出す回路が形成され、また彼自身の有する博識も手伝って、この時期の萩藩内に、朝鮮人及び朝鮮国に関する興味関心が高まった事はまず間違いないだろう。

それを裏付けるかの様に、『朝鮮物語』に触発されて成立したと見られる史料が、毛利家文庫中に二点ほど現存している。何れも、松原新右衛門が死去し、本書が一応の成立をみた直後、寛保2(1742)年に相次いで作成された、『御国廻御行程記』と『朝鮮八道総図』という絵図史料である。

『御国廻御行程記』¹⁴⁾は、寛保2年に成立したと見られる折本の絵地図で、萩藩主による領内巡見の際、その道案内図として作成された。街道沿いの景観が詳細に描かれ、寺社・名所・旧跡などにはその由来や伝承が詞書として注記されているのだが、その詞書の中に、松原正軒の語る朝鮮事情が記されている部分に気付く。阿武郡須佐浦の山嶋に関する注記の部分がそれで、寛保元年にこの地へ漂着した朝鮮人からの簡単な聞き書(正軒の子、直右衛門が事情聴取に当たった)を掲載した後、その傍らに「朝鮮通詞松原松軒演説の記にはく」で始まる、千字余りの朝鮮の地理・歴史関係の記述が引用されている¹⁵⁾。「松原松軒演説の記」とは、おそらく『朝鮮物語』を指すと考えられる。対比してみると、概ね内容は酷似している。しかし、そこにしか記載の見られない朝鮮地理の情報も多々含まれ、言い回しなども大きく異なる事から、あるいは藩府が独自に「松原松軒演説の記」を聴取していた可能性も考えられる。

いずれにせよ、重要なのは、こうした藩主の利用に供されるべき性格の絵地図の中に、わざわざ彼の演説した朝鮮事情が記されている点である。この事は、藩主の様な高い身分の者までもが、彼の語る朝鮮事情に多大なる関心を抱いていた事の証左であり、その発言が決して軽視されてはいなかった事実を示すだろう。

また、もう一つの史料である『朝鮮八道総図』は、昼三帖程はあろうかという巨大かつ詳細な朝鮮国の絵図である。その作成の経緯によると、この絵図は、『東国輿地勝覧』¹⁶⁾ という朝鮮国の地誌を基本的典拠としながらも、種々の事項に関して松原新右衛門に諮問し、彼が訂正・補足を加えて作成したものだという。それを、寛保二年八月に至り、当職山内広通が浜崎宰判代官清水親全に命じて、新右衛門の子の松原正英に清書させ、藩に提出させたものであった。地名から名山、河海に至るまで詳細に記入され、鷹や人参の名産地や各地の行程なども記載され、当時の朝鮮図として、その史料的価値は非常に高いものだという。

本図の所々には、『朝鮮物語』とほぼ同文の記述が、該当箇所に詞書として記載されており、松原新右衛門の関与を裏付けている。また、同時代の朝鮮図には珍しく、南は薩摩から北は蝦夷地に至る日本地図が同図の端に描かれている。これは朝鮮と日本との位置関係を示すためと考えられるが、その雛形と思われる略図は、既に『朝鮮物語』中に載せられており、本図の成立に『朝鮮物語』が影響を与えていた事実が見て取れるだろう。

この地図の序文には「韓人飄泊之為弁用者也」と記載があり、元来が朝鮮人漂着事件に備えて作成された事がうかがえる。しかし地図中の所々には、他にも、文禄慶長の役における諸事跡の解説や、朝鮮歴代王朝の推移なども記載されており、単に漂流民弁用の為の地図というよりは、目で見ると朝鮮地誌の観を呈している。まさに、絵図版『朝鮮物語』とでも呼ぶべきものである。これもまた、松原新右衛門の来藩を契機に、朝鮮事情に対する興味関心の高揚が生んだ産物の一つとして位置付けなくてはなるまい。

以上の様に、松原新右衛門およびその『朝鮮物語』は、当時の長州萩藩への朝鮮事情の伝播と受容に大きな役割を果たし、その朝鮮観の形成にも、少なからぬ影響をもたらした。

【付記】 今回の翻刻許可に際しては、底本所蔵先の京都府立総合資料館に格別の御高配を賜った。記して深く御礼を申し上げたい。また、島根県立図書館および東京大学史料編纂所のご指導に深謝したい。

註

- 1) 日鮮史話本では、松原新右衛門の通信使随行を「宝永・正徳」の二度とする誤記を序文でも本文でも一貫して記載している。
- 2) 常識的に考えれば、宝暦三年（一七五三）に井上光英が書写したという事になるが、別の見方も考えられる。この井上光英は、萩藩の無給通の藩士であり、明和二（一七六五）年に彼が提出した『譜録』によれば、享保十三（一七二八）年に井上家に養子に入り、享保十八（一七三三）年に家督を相続したという。つまり、彼は松原新右衛門存命中、同時代を生きた人物なのである。したがって、本書を筆記した江隣擴格が、井上光英であった可能性もあり、書き留めておいた筆記を、宝暦三年に至って一書にまとめたという見方も考えられるだろう。
- 3) 本文には、

「(144) 自分儀、正徳之信使時分者副使付二而江戸江参り候、享保之信使時分ハ正使二付而江戸江参申候事」とあるものの、以下に見るようにその事実は確認できない。

享保四年朝鮮通信使の随行通詞一覧表

役割	通詞名	参考
	加瀬伝五郎	大通詞
正使付き	山城弥左衛門	本通詞
	浅野才兵衛	稽古通詞
副使付き	小田四郎兵衛	本通詞
	小松原権右衛門	本通詞
従事付き	阿比留儀兵衛	本通詞
	広松茂助	

上従事付き	橋部市兵衛 脇田利五右衛門	
馬鷹付き	斉藤惣左衛門 加瀬藤四郎	
出馬方	住永甚三郎 堀判右衛門 阿比留利平次 梅野勘右衛門	稽古通詞
人馬方	大浦孫兵衛 井手権四郎 春田市兵衛 河口源衛門	
下行方	申崎惣右衛門 陶山利左衛門 野田市右衛門 樺島半助 松岡源助	
大坂残下行方	斉藤善四郎 庄司与次衛門 石橋藤兵衛 阿比留助左衛門	
	平山忠兵衛 服部又右衛門 小田善右衛門 斉藤市右衛門 土田仁兵衛 粟谷藤兵衛 井手五郎兵衛 松本仁衛門 荻半蔵 幾田清兵衛	岩永源衛門 岡田孫兵衛 大浦長左衛門 大浦長左衛門 森田弁吉 福山清衛門 島江惣左衛門 金子伝八 田中伝八
合 計		47人

(出典；田代和生「朝鮮語通詞の養成」『日朝交易と対馬藩』創文社、2007年、p151。但し、一部を変更した。)

- 4) 池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』、臨川書店、1998年
- 5) 木部和昭「朝鮮漂流民の救助・送還にみる日朝両国の接触」『史境』26号、1993年
- 6) 小川亜弥子「長州藩の朝鮮語通詞と中島治平」『歴史手帳』22巻4号、1994年
- 7) この享保8年に来藩の記述は、底本である京都本の序文に見られない。『日鮮史話本』のみに記載されている。
- 8) 当時、朝鮮語を話せる人物が長州藩に存在したとは想定しがたい。名前も「松軒」であることから、「松尾」は「松原」の誤記であると考えらるべきであろう。
- 9) 前掲(註5)の木部論文参照。
- 10) 宰判とは萩藩の行政区画の呼称である。浜崎宰判は萩近辺の浦・島のみを管轄する特殊な宰判で、管轄区域の民政に当たると同時に、難破船処理の業務を統括していた。その勘場(代官所)は萩城下の浜崎港にあった御船倉に置かれていた。
- 11) 「御内用信使方被差立候節、朝鮮通辞御呼出シ之節御内閣相成御記録之写」(萩市)中島健二氏所蔵文書
- 12) 通常、対馬藩の大通詞は、通詞の長として1名が置かれていた。
- 13) その後、河村克典「米国立図書館所蔵の「松原正軒」系朝鮮図について」(山口県地方史研究80号、1998年)によって、松原正軒(新右衛門)が小松原権右衛門であったことが確認されている(米国に所蔵される朝鮮図の詞書に明記されていた)。後出する『朝鮮八道総図』と同系統の絵図であるらしい。
- 14) 毛利家文庫(山口県文書館所蔵)
- 15) この詞書については、『絵図で見える防長の町と村』(山口県文書館、1989年、247～248頁)に翻刻されている。
- 16) 毛利家文庫(山口県文書館所蔵)。正確な書名は、『新增東国輿地勝覧』。李朝成宗12年(1481)に編集され、その後中宗26年(1531)に増補されて全55巻に編集。推測するに、小松原権右衛門が対馬から出奔するときに携帯していたのが、現在長崎県対馬の蔵瀬文書などに伝わる「朝鮮八道絵」に類する地図ではなかったであろうか(絵図ではあるが、後半部の朝鮮官職名に付記されたカタカナによる朝鮮漢字音などから勘案して、朝鮮語通詞の所持品であった可能性が高い)。地図への地名の記入方法や山・川などの記述に類似点が多いからでもある。

【凡例】

- 一、本書は京都府立総合資料館所蔵『朝鮮物語』を底本として翻刻を行なった。
- 二、本文中の略字や異体字、変体仮名などは当用漢字・常用の仮名に直したが、一部の慣用的な文字である江・而・茂などは原文のまま用いた。また、閲読の便宜のために読点（、）を加えた。
- 三、編者が加えた補注の部分については（ ）で囲んで原文と区別した。また、断定を憚ったものには（カ）、明らかに誤記と思われる箇所については（ママ）を傍記した。
- 四、本文中のふりがなの内、（ ）で囲っていないものは、すべて原文のままである。
- 五、他の写本との対校については、以下の様に略記する。
日鮮史話掲載本→（鮮）、校合部分は〔 〕で補記する。
島根県日原村水津氏所蔵『秘書朝鮮新話』写本→（新）、同右は〔 〕
李元植氏所蔵『松原昌軒 朝鮮談話』→（談）、同右は〔 〕
諸本との校合では、近世期の写本であり、完本である『朝鮮談話』を優先して採用した。また、諸本との対校は、内容的な部分について行い、言い回し・送り仮名等の異同については省略した。
- 六、便宜上、各記事の冒頭に（ ）で通番を付した。

『朝鮮物語』（京都府立総合資料館所蔵）

松原新右衛門朝鮮物語

松原新右衛門（元カ）ハ本朝鮮之大訳官ニて対馬国之家来也、朝鮮にも数年在番し、彼国之趣を物語す間に其答滞事なし、正徳元年なり享保四年信使時分、其役として東武江（江戸）往来し其嶺を能知り、其後対州之暇を取、処士と成て萩に至れり、惟は治教休明にして不招といへ共、慕ひ国宝聚来する謂なり、私に其徳を考るに漂民之為而已ならず、臨時応変て重宝たらん事、長防之地勢に叶たる儀今其計量をしらす、又本朝之書物を考るにも悉其証有り、殊に近年之新儀に至てハ古記ニ無具、其言を以知易く皆擲とするに足る故、是を草稿に記し童蒙（便カ）之使とする也

享保十三戊申正月日 江隣擴格書之

朝鮮物語

- (1) 一、対馬国長サナカ（鮮・談・新では「広サ」）三十六丁壺里ニして三十八里有り、横広キ所十里或ハ五、七里也（鮮・談・新「横ハ広キ所五里或ハ三里或ハ式里或ハ一里也」）（鮮）・（新）・（談）
- (2) 一、赤間関ヨリ対馬へ之程、海上八十里余有、尤直程ニして之積也（鮮）（新）（談）
- (3) 一、対馬国さすな浦之関所ヨリ朝鮮釜山浦之船着迄、表方四十八里と云共甚近ク御座候、式拾里計も御座候事
但佐須那浦ハ三月ヨリ八月迄之出津場ニシテ、鰐浦を以九月朔日ヨリ三月朔日迄之出津場に定る也、さすな浦之儀冬に相成候てハ船之乗前（下）悪敷に依てなり、鰐浦ヨリも朝鮮へ之程、さすな浦同前候事（鮮）・（新）・（談）
- (4) 一、釜山浦船着ヨリ日本館迄之間、日本之程ニして一里有、尤浜伝ひニて候事（鮮）・（新）・（談）
- (5) 一、日本館之広サ五百間ニ三百間程之屋敷ニて、其内小山なども御座候、右之屋敷を一曲輪ニシテ東之方ニ門有之、是ハ常々出入之門也、北之方ニ門有之、是ハ日本人を饗応等仕時屋敷ヨリ北之門江出饗応場へ参なり、右に申北之門ヨリ饗応場江間壺町程有之事（鮮）・（新）、（談→ただし一部脱漏あり）
- (6) 一、饗応場も百間四方程之屋敷ニて、夫々家を段々立たる者なり（鮮）・（新）・（談）
- (7) 一、饗応場ヨリ日本道半里計往而、祥所（リッ）（他本は全て「拜所」）と云者有、拜所者是も屋敷有て門を二ツ入、

左候而^(雁木)がんぎを上り、其上に檀有、夫江朝鮮之敷物など敷候而、朝鮮王を拜させ申所也、其拜所ヨリ五十間計上二楼閣有て額を打有之、其額に殿之字書て御座候、朝鮮王之殿と云事也、〔直ニ拜する事ニテハなく、右之額を打たる殿を拜し申候事〕(鮮)・(新)・(談→末尾の記述はこの本にしか見られない)

(8) 一、毎年対馬守殿ヨリ八度宛之使者有之、是を八送使と云、左候而毎年八度宛順番ニして使者有之也、其外一切臨時之使者ハ別格なり、朝鮮之吉凶・日本之吉凶ニ付候而之使者、又ハ漂流ニ付候而も使者段々有之候事、〔常ニ使者絶る儀無之事〕(鮮)・(新)・(談)、いずれにも末尾の記述あり。

(9) 一、八送使之度々幾度も祥^{リツ}(他本は「拜」)所ニて朝鮮王を拜させ、尤饗応有之候事(鮮)・(新)・(談)

(10) 一、饗応之様子ハ釜山近辺之大名、朝鮮王ヨリ被申付五里六里之間ヨリ出相候而饗応仕候事(鮮)・(新)・(談)

(11) 一、饗応之儀、飯をハ出シ不申候、只菓子酒肴計ニて段々饗応御座候事(鮮)・(新)・(談)

(12) 一、毎年初之使者者双方之安否などを問、或ハ書中なども有之、饗応計御座候、且又二番目之使者ヨリ馳走に女楽有之候、女楽之人柄^{トクネキ ケイ}ハ東萊之傾国来て女楽を仕候、女楽之節者段々之囃子方也、^{カツキ}樂器ハ十二弦琴・九弦琴・太鼓・鼓・笛・鉢等ニ而囃子申候事(鮮)・(新)・(談)

(13) 一、使者数之事

正月ニ第一〔番〕船

正官^{シヤウ}一人、副官^フ一人、都船主^{フウシン}一人、封進^{ニナモリ}一人、荷押^{シハウ}主一人、侍棒^{ハンジン}式人も有一人も有、大概第一之船ニハ式人付候也、〔伴人六人〕

右正月ニ往、六月ニ歸也、朝鮮ヨリ之馳走ハ六十日之間也、其間何れも用意不入候事

第二船

第三船

第四船

右使者数、以上八度ニて、本ハ八船迄有之候得共、其後五船ヨリ八船迄ハ略に成、一船ヨリ四船迄ニて相濟候、尤八船使分之段々饗応有之候、五船ヨリ以後ハ使者為参心ニて饗応有之候、二船三船四船之使者も六十日宛罷居申候事

且又以^{イテイ}酌庵使

正官一人、封進一人、伴人式人、侍棒一人

右以酌庵使之儀、軽き使者ニ付第二船に付候而往申候、昔ハ以酌庵主直ニ被参候所ニ、其以後対馬殿ヨリ使者仕立被申候、以酌庵使と名乗参申候事(新)・(談)

(14) 一、五船ヨリ八船迄之使者ハ馳走之儀ハ饗応分之下行有之候て、本式之饗応ハ無御座候事(新)・(談)

(15) 一、釜山之浜際ニ城有、秀吉公朝鮮陣時分被築せ候日本城ニて、一方ハ沼、一方ハ田、一方ハ海ニテ御座候、但城番之儀ハ交代ニテ三年に一度宛都ヨリ被参入代ニて御座候事、〔(談)では(31)の文がここにあり〕(鮮)・(新)・(談)

(16) 一、右釜山之城之上手ニ亦城有、是をも日本城ニて今ハ明き城ニ而御座候、城内ニ古キ墓とも多ク相見へ候、朝鮮陣時分ニ死たる者之墓と相見(他本は「聞」)候事(鮮)・(新)・(談)

(17) 一、対馬ヨリ参候為究使者之饗応ハ釜山城番ヨリ之饗応ニ而御座候、臨時之使者ハ近年(新・談は「近辺之」)領主工時々被申付候而饗応有之候事(新)・(談)

(18) 一、八使之度々対馬守殿ヨリ朝鮮ニ而礼曹参議・参半^(判力)〔之官江書状被差越候、礼曹参議・参判ハ〕其外国ヨリ之取次仕役ニ而御座候事(鮮)・(新)・(談)

(19) 一、対馬守殿へ旧格ニ而朝鮮米壹万六千俵、五斗三升俵ニして買得也、其^{アタイ}價用物替に被仕候、此方ヨリ遣

- し被申候物、先ハ水牛角、是ハ阿蘭陀船ヨリ長崎ニて買得被仕、銅・ちうじやく・とたん・錫・めうはん、又日本ニ而多候塗物焼物などをも遣し被下候、胡椒・すほう(蘇芳)此二色なども夷国ヨリ相求遣シ被申候、尤分量究而左之物共ニ而米代之払方相澄候事 (鮮)・(新)・(談)
- (20) 一、今之朝鮮王ハ李瓊と申候、六十歳余ニ而子数多ニ候、其内男子ハ一人御座候事 (新)・(談)
- (21) 一、五年以前隱居之願を北京江被申出候所ニ赦免無之候、朝鮮王上代ヨリ隱居之例無之故、其通ニて候、常々眼病難儀被仕由候事 (新)・(談)
- (22) 一、朝鮮ヨリ北京へハ一年ニ二度宛使者差越被申候、朝鮮王直に被参儀ニ無御座候事 (新)・(談)
- (23) 一、朝鮮国年号之儀、古格之通本唐之年号を請用ひ申候、只今則本唐之康熙号を請居候事 (鮮)・(新)・(談)
- (24) 一、対馬江一年ニ買込之人参千斤也、あたひ之儀、壹斤ニ付凡新銀壹貫め程ニ当り候、尤其内用物替ニ日本物・唐物且又阿蘭陀水牛角類迄を取集色々遣ひ被申候、然共壹斤ニ付新銀 [五百目位は朝鮮の方へ参り申候、已上千斤にては新銀] 五百貫め程ハ毎年朝鮮とられ候て日本へ取歸候儀ハ不相成候事 (鮮)・(新)・(談)
- (25) 一、朝鮮日本館へ対馬ヨリ入込候而居候人数、常住凡五百人程宛ニ而御座候 (鮮)・(新)・(談)
- (26) 一、日本館ヨリ日本道一里半計先キニ石碑凸如此なるを立置候而、是ヨリ先へ不参様ニと書付切置候、依之日本人夫ヨリ先へ参候儀不相成候、尤石碑之銘ニモ日本人不参様ニと有之候事 (鮮)・(新)・(談)
- (27) 一、人参之儀釜山浦あたり之山にも有之、尤人家ニモ植付候て有之候、山に御座候も又人家ニ植付候も一統ニ用ひ候得共、兎角山に有之自然生するのが能御座候由之事 (鮮)・(新)・(談)
- (28) 一、釜山浦之船着当りヨリ石碑有之所迄之間、其外近辺皆百姓之家ニて候事 (鮮)・(新)・(談)
- (29) 一、阿蘭陀船ハ朝鮮へ参不申候事 (新)・(談)
- (30) 一、砂糖ハ朝鮮ニ無御座候事 (鮮)・(新)・(談)
- (31) 一、釜山之城番ハ武官ニて釜山を守り候、尤兵船も三艘付居候、殊之外大船ニ而御座候事 (新)・(談→ただし、(15)の末尾にあり)
- (32) 一、対馬守殿ハ根之知行高少々ニ而、大概朝鮮之方交易之利潤を以物成ニシテ被居候、此十年程跡ニテ対馬守殿之利潤、元禄銀ニ而三千貫目余も只一年之内に有之候所ニ、近年ハ中々少シク相成、大形今ハ千貫め計茂可有御座歟、近年ハ朝鮮物高直相成候、朝鮮ニモ唐ヨリ色々之物買込候而朝鮮物に交せ朝鮮物と申候而日本江も相渡様成参懸り候、唐之本が殊外高直相成候、夫故段々高直ニ参り懸り何か六ヶ敷利潤只様減り候而、対馬守殿勝手本ヨリハ悪敷相成候事 (新)・(談)
- (33) 一、朝鮮殊之外寒国なり、釜山浦当りハ東南海ニて候処ニ、其海之塩氷申候、日本ニ而ハ海ナト之氷り候儀無之候、釜山浦当りニて海辺ハ皆氷り候、都ハ北故猶更寒ク御座候事 (鮮)・(新)・(談)
- (34) 一、日本館ヨリ都迄之道程十二日之程也、都ヨリ本唐之境迄十五日之程ニて候事 (鮮)・(新)・(談)
- (35) 一、朝鮮国ハ南北ニ長ク東西ハ短キ国ニて候事 (新)・(談)
- (36) 一、人参之儀、自然生之人参ハ中々稀之様相見候事 (新)・(談)
- (37) 一、朝鮮之咄、一里と追々申候儀、日本程大概三拾六町、依之積りを以申候、一里が三町少シ余ニて朝鮮之千里が日本之百里と積候か能御座候事 (新・談→いずれも「一里が三町少シ・・・」以下の文を欠く)
- (38) 一、朝鮮ヨリ本唐工使者参候儀相究候而ハ、冬至之嘉儀被申候使者、且又曆を請取差越候使者、以上兩度ニ相究り候、其外臨時之使者ハ格別之由候事 (新)・(談)
- (39) 一、本唐ヨリ使者朝鮮エ参り候儀、昔ハ稀ニ候所ニ、近年ハ節々ニて一年之内一度又ハ一年ニ二度も有之由候、尤唐ヨリ之使者をハ朝鮮ニ而勅使と唱申候、勅使参り候得ハ朝鮮之痛多、端々ニ至迄も難儀仕之儀、釜山之者共申候事 (鮮)・(新)・(談)

- (40) 一、昔者鉄炮無之候所ニ近年八大筒・小筒共ニ日本之通自由有之候、秀吉公朝鮮陣ニハ其頃朝鮮ニ鉄炮無之由ニ候、其以後日本之通ニ不相替鉄砲出来候事（新）・（談）
- (41) 一、只今ニ而ハ朝鮮、陸戦・船戦共ニ毎年稽古仕、殊外兵を練り候と相見候、釜山当り之様子も船戦等修行仕躰候事（新）・（談）
- (42) 一、虎を取候儀色々ニシテ取候、鉄砲ニても打申候、虎之形チハ何之子細も無之猫之形ニて、殊外きひしく相見候、長サ一間半計ニ相成候事（新）・（談→途中抜けあり）
- (43) 一、対馬ヨリ朝鮮へ之間、前ニ申候通式拾里計、或ハ十八里計も可有御座と相考候、対馬之湊口ヨリ朝鮮を見候得ハ中々委敷相見へ候、煙り之立候も或ハ山松^(杯)焼候も相見候事（談）
- (44) 一、対馬ニ居候雉子ハ朝鮮之雉子と壺ツニて候、日本地一統之雉子とハ格別ニて候、朝鮮も対馬も一樣ニ生、[殊外]見事ニ細ク御座候、尤味も能候事（鮮）・（新）・（談）
- (45) 一、朝鮮之者咄申候、朝鮮ニても一切之儀昔と違ひ今ハ驕り申候、多葉粉なども昔ハ何そニ火を入、きせる又石などを添差出申候、其後日本ヨリ釜山之きせると而金張之きせる渡シ申候、只今ハ多葉粉盆持ぬ者ハ無之由申候、則日本同前候事（鮮）・（新）・（談）
- (46) 一、対馬守殿知行之儀、対馬之国一万石、田代一万石、柳川千石、以上二万千石ニて候、乍然家来之配ハ現米五万石程有之候、^(他科ニ無し)秀とはハ朝鮮之交易其利潤ニて家来配当も其通ニ被仰付候、只今ハ朝鮮交易利潤前々と違少分ニ相成候故、対馬守殿勝手茂差詰候故不自由候事（新→中程が脱漏）・（談→石高を誤記）
- (47) 一、正徳之信使時分、対馬守殿へ従公方様三万両之拜借被仰付候、享保之信使時分も其通拜借被仰付候、正徳之拜借ハ三年経調ニ相成候、夫を返済以後又享保信使之時分ニ三万両之拜借被仰付候事（新）・（談）→いずれも「享保」を「宝永」と誤記
- ※（新）・（談）この位置に次の記載あり。内容的には京都本の（214）に類似。
- 一、朝鮮国之広サハ日本之九州ニ四国を添候程可有之候由ニ申候へとも、夫よりは広ク可有之と被存候事
- (48) 一、釜山之日本館あたり江迄、古子^{テコ}（談は「木梗」）遣ひ又ハかぶきなど之類軽業仕等之者皆々参り、秋ニ至り所務有之候時分者、例年在々勸進ニありき申候、則日本之通候、尤古子遣ひ等之者ハ、日本之分ニ歌浄瑠理^(類)ことき之儀語申候事（新）・（談）
- (49) 一、日本館廻り都而釜山近辺^{ユキキ}へ行帰（新・談は「行脚」）之僧一切廻国仕者共数多相見へ候儀、則日本之通ニて候事（新）・（談）
- (50) 一、東萊^{トクスキ}ニも城有之、都ヨリ城番代り々々参申候、東萊之城番ハ文館ニて候、城ハ是も日本城之よし候事（新→途中が脱漏）・（談）
- (51) 一、朝鮮ヨリ対馬守殿へ壹年間に使者参申候、当年参候へハ又来々年参候、対馬守殿江戸より下着候と早速朝鮮江知之使者を差越被申候、是を告還使と申候、対馬守殿ヨリ〔口上も、御無事ニ候哉承度候、此方ニも国元江罷帰候、東武〕相替儀無之と被申達候、又夫を請取候而朝鮮ヨリ使者参り申候、朝鮮ヨリも口上に、御無事ニ御歸り珍重存候、東武御静謐之段目出度存由杯之口上相当之儀ニて、使者ハ上々官ニ頭参候、上下ニて以上百人之人數船壹艘に乗申候、兎角九十日計逗留ニて罷歸り候、其間対馬守殿ヨリ段々馳走ニて罷歸候事（新）・（談）
- (52) 一、公方様と朝鮮王と之御書通ニ、日本ヨリ者正徳何年・享保何年と年号御書せ候へ共、朝鮮之方ヨリ八年号無之候、唯エトヒヨミ計^(干支日誌)を書申候、昔ヨリ今に至迄朝鮮国ニ年号を得立不申、唐之年号を請申候、今も清朝之年号を請申候、唐之年号を書候も氣之毒に存、又朝鮮ニ八年号無之故、可仕様無之年号無しに書札相調申候事（新）・（談）

- (53) 一、朝鮮ヨリ唐江曆を請候使者を以申達、其使者曆を請取候而罷歸り候、唐曆之仕立者殊外大キニ御座候、都而日本之通替儀無之、色々書付候而有之、かまぬりニよし、種まきによし、何初によし杯と有之儀、則日本之通御座候事 (新)・(談)
- (54) 一、右之唐曆を対馬守殿ヨリ朝鮮へ被致短束、式ツ宛公方様へ毎年差上被申候事 (新)・(談)
- (55) 一、朝鮮ニて虎之儀、釜山あたりニも爰かしこに居候而悪サ仕候、第一人をも喰、牛馬杯者猶更喰、其外をも喰申候、海川をもおよき渡り牛馬江仕懸申候、朝鮮ニて之申伝に、虎之儀人を独喰候得者耳之切壺つ有之候、式人くらひ候へハ式ツ切レ、三人くらひ候へハ切レ三ツ有之候、喰候人之数程兎角耳之切目有之候由候事 (鮮)・(新)・(談)
- (56) 一、虎か木に上り候時ハ惣身之毛殊外〔通立〕にさたち、其声音サワ、申之由ニ候、〔風を〕生する杯と申俗説ニ候事 (新)・(談)
- (57) 一、日本館屋敷之内杯ニも不凶替たる足跡有之儀御座候、定而虎〔之足跡〕ニて可有之と皆被申候事 (新)・(談)
※(談)にのみ、この位置に次の記載あり。内容的には京都本の (216) に類似。
一、日本館ニ参り居候者も諸用通達之儀、朝鮮之方と申合せ市を立用物を求候事
- (58) 一、日本館屋 [敷] 之内ニ日本之寺一ヶ寺有之候付、東向寺と申候、其寺へ対馬之出家式人参候而居申候、日本人果候得ハ葬祭仕候事 (鮮)・(新)・(談)
- (59) 一、朝鮮釜山あたりへ出家を見候ニ皆沓を拵、筆共仕、其外色々之細工物仕、夫を代替ニて渡世仕と見へ申候事 (鮮)・(新)・(談)
- (60) 一、日本館杯之取繕造作等有之候節、日本館近辺之出家ハ何れも公役ニ罷出日用所ニ相勤 (談は「日雇等相勤」) 夫々得たる業等仕候、日本之出家とハ中々違ひ相見へ候事 (鮮)・(新)・(談)
- (61) 一、朝鮮国金銀殊外少ク不如意ニ有之候、尤金山・銀山共大分有之由候得共、日本之通山中エ深く不掘込、只寄口計を掘て取候故金銀一円出不申候事、且又錢も少ク候所ニ近年ハ鑄出シ候而大概多ク相成候事 (新)・(談)
- (62) 一、是ハ唐之儀ニて候得共伝承候、本唐ニて只今康熙帝之儀〔ハ〕女直国〔王〕〔真カ〕之弟ニて候、根本まづ女直国王之娘美人成を康熙帝之父聞付娶り被申候、左候而段々男子をも誕生ニて候、〔今此〕康熙帝モ則其子ニて候、其後康熙帝之母痲瘡を煩面体悪敷被相成候、夫ヨリ康熙帝之父寵愛薄ク相成、夫を又各も憤り宗領之子を連て女直国へ被歸候、今女直国之王ハ右之被連歸候男子残り居被申候故、康熙帝之為ニ兄ニて候、女直国王ヨリ清朝康熙之方を幕下之様ニ兎角仕成し被申度と種々論有之常ニ不絶其通候、近年ハ唐ヨリ女直国へ毎年金子何斤と〔送物〕有之、其外種々之物如何程〔ニて度〕と候而被送、唐ヨリも機嫌を取被申候、常住六ヶ敷論議有之由候事 (新)・(談)
- (63) 一、近年朝鮮ニ風説有之候、本唐康熙帝之男子数多有之、其内壺人朝鮮国王ニ可仕と存念有〔ママ〕之由専申候、左候時ハ朝鮮王ハ牢人ニ成被申候、いか、可相成哉と下辺之取沙汰共御座候、朝鮮ニても色々心遣仕、又ハ日本隣〔ママ〕好之参懸り〔ニ可参とか〕旁種々ニ申成シ左様無之様ニ為仕由、朝鮮人之取沙汰承候事 (鮮)・(新)・(談)
- (64) 一、日本館へ近辺之朝鮮人数多参候而常々色々之咄等申相候、其内此方ヨリ雑談ニ、朝鮮人頭髮本唐江〔年ハ〕不構往古之如ク立候而居候儀ハ日本之影ニて候、日本と之参懸りを唐江色々申立其通ニ居候など、此方ヨリ申候得共、朝鮮人之答ニ、日本ニ構不申とても髪ハ此通など、申候へ共、実ハ日本ヨリ申通ニて御座候事 (新)・(談)
- (65) 一、朝鮮之信使参候節、上々官とて六人参り申候、上々官ハ皆通詞仕候、江戸御城などニて者上々官之通詞ニて候事 (新)・(談)
- (66) 一、朝鮮人江琉球人と出相候乎と尋候所ニ、朝鮮人之申方、琉球人之儀朝鮮へ者参不申候、一切出相被申儀

- 無之候、朝鮮人本唐へ参候得ハ朝鮮人之旅館を琉球人之旅館と並居候、其節出相有之由申候事（新）・（談）
- (67) 一、朝鮮之医者モ数人見候ニ、何れも本道針外科共ニ兼而相勤候、都鄙共ニ其通之由ニ候、朝鮮ニテ日本人病氣之時者、対州ヨリ参居候医者療治仕候、又朝鮮之医者を呼候而も参候事（鮮）・（新）・（談）
- (68) 一、長州其外近国又ハ九州之内何れと候ても朝鮮之漁船等漂着之時者、其所ヨリ〔長崎江被送、対馬守殿屋敷江請取申候、改所ヨリ之〕尋相澄候上、御指図之上対馬江送届、対馬ヨリ釜山の方へ送届相澄候、朝鮮へ返シ候得ハ朝鮮ヨリも役人出、段々様子相尋委細之究有之と相聞候、左有而そこゝゝ本之所へ差返申由ニ候、其時送参候対馬殿家来へも殊〔外〕挨拶能馳走等仕候事（鮮）・（新）・（談）
- (69) 一、日本館有之候釜山あたり大形田畑之地ニテ、耕作之仕様日本同前ニ相替儀無之候事（鮮）・（新）・（談）
- (70) 一、牛馬之遣方日本相替儀無之事（鮮）・（新）・（談）
- (71) 一、田畑之植物米ハ不及申、麦蕎其外何茂日本ニテ植候類ハ皆植候事（鮮）・（新）・（談）
- (72) 一、酒ハ日本ヨリも薄ク甘ミモ少ク不相勝候事（鮮→不相勝なし）・（新）・（談）
- (73) 一、味噌ハ無之候、味噌つきたる物有之候、夫ニテ物を煮給候事（新）・（談）
- (74) 一、権現様御治世ニ被為成、朝鮮江度々御使被遣隣好之儀交易等之儀被仰越候得共、初者中々合点不仕、日本ヨリ参候使者毎度殺シ抔仕迄ニテ居申候、其後且々合点ニテ朝鮮ヨリ申候者、秀吉公朝鮮陣時分ニ擒ニ相たる朝鮮人大分日本ニ居申候、夫を御返シ被下候様ニ、左候ハ、〔隣好仕り交易とも仕度存候と申候、然者其通可被成との事ニテ、只今之分ニ相成〕隣好交易之儀御座候、右之節日本江連歸候擒之朝鮮人共大形被差返たる由候事（新）・（談）
- (75) 一、朝鮮人之咄承候、朝鮮陣時分朝鮮之人大分死失候、其以後今ニ至り候而も朝鮮国之人數中々少ク候、未往古之人數ニハ逢不申由候事（新）・（談のみ「朝鮮人之咄承候」が無い）
- (76) 一、朝鮮王国中を巡狩等被仰渡無御座と見へ申候、巡〔国〕使ハ〔節々〕廻り候と聞候事（鮮）・（新→後半脱漏）・（談）
- (77) 一、長門あたりへ漂着之朝鮮人申候、海上一日一夜程ニテハ着船仕由候事（新→前半脱漏）・（談）は(68)と(69)の間にあり
- (78) 一、朝鮮国中官人を初下辺迄之者皆不殘衣服を着仕候計ニテ、何れも無刀ニテ罷居候、尤武官軍官之身柄ハ表方何そ時計鈎を負ひ、其外何ニても武具を帶し申候、是以平生ハ無刀ニテ罷居候、勿論上下人々不殘少キかつふりを腰ニ下ケ候而罷居申候、朝鮮国風俗何れも一統ニテ候事（新）・（談）
- (79) 一、朝鮮国錢之名ハ常平通宝と有之候、古ヨリ今ニ其通と相見候付、外之銘ハ見不申候事（鮮）・（新）・（談）
- (80) 一、朝鮮ニテくつろと申候ハ、座敷を座候所（談は「南座之処を」）土ニテ塗、其上ニ何ニても相応之敷物仕候、焼火之煙を床之下江やりめくらし候様ニ色々石組拵ニテ道をこしらへ、煙をやり候而夫ニテぬくもり満ち候様ニ仕候、別而老人是を用ひ申候、老人ハ大概四季共ニ其座敷ニ罷居申候、対馬杯ニも専時花申候、且又朝鮮人之申方ニ、此くつろ出来候而以來朝鮮人之寿命短シ相成候由申候、然時ハ毒ニテ可有之候得共、差当り寒を凌候段日本之こたつ之心ニテ、老人ニ殊外能キとて何れも用ひ候事（鮮）・（新）・（談）
- (81) 一、前に申置候八送使と云ハ第一船ヨリ四船迄之使者ニテ以上四度、并以酌庵使・万松院使・一特送使・副特送使、是ニテ八送使也（新）・（談）
- (82) 一、朝鮮ヨリ対馬江一年間ニ参候使者、且又何そ吉事・凶事付参候使者、何れも訳官使と唱候事（新）・（談）
- (83) 一、日本館之儀、秀吉公朝鮮陣以前者、釜山浦・蔚山・熊川（談は「コモカイ」と傍注）以上三ヶ所ニ日本館有て、入籠之日本人數千罷居、朝鮮・日本之両国互ニ心安申相、売買等之儀ハ不及申儀ニ候、然所朝鮮陣起申候、朝鮮陣之少シ前ヨリ右三ツ之日本館居候日本人追々何となく皆日本へ罷歸り候、朝鮮ニテ後考候へハ朝

鮮陣之催シ存候故鼠路々々日本江罷歸候儀と朝鮮にて各申たる由ニ候、段々旧記ニ相見申候事、但朝鮮陣以後ハ只今之通釜山浦壱ヶ所計ニ日本館御座候事 (鮮)・(新)・(談)

(84) 一、朝鮮ヨリ対馬守殿へ伺候而拵候朱印差越置候、朝鮮へ対馬ヨリ被差越候八送使其外一切差越候船毎ニ此朱印を突申候て持候、日本之賊船等を別而嫌イ申候、右之朱印無之船者日本ヨリ差越たる〔船〕にて無御座候、朱印持参候分之船ハ不残対馬ヨリ差越船之証拠候、朝鮮と対馬と其段申合せ右之印判を〔日本へ請取置、右之通日本船に印判を〕持せ候事、但日本ヨリハ印判不遣置候事 (鮮)・(新→記事半ば略される)・(談)

(85) 一、朝鮮にて諸臣下之儀類族ニツニ分レ、一方を南方と云イ一方を西方と申候、日本にて源氏・平氏と分レたる趣にて候、只今国政之柄を執り候ハ南方ヨリ出而相勤候、又西方ヨリ出而柄を執り候事も有之候、其段ハ南西時ニ依候事 (鮮)・(新)・(談)

(86) 一、官名之儀三光ハ、領議政日本ノ太政大臣・左議政日本ノ左大臣・右議政日本ノ右大臣如是候、都而諸官名大概唐似候事 (新)・(談)

(87) 一、米之直段、白米五斗三升俵ニ付、昔安キ時者銀五匁位仕候、只今者大形十匁位仕候、先年寅ノ歳飢饉之節五拾目も仕候、其時分ハ大分之死人にて候事 (新)・(談)

(88) 一、人参直段之儀、凡壺斤ニ付新銀壺貫目位ニ当り候段ハ前ニも申候、其内人参段々上中下にて直段上中下有之候得共、壺貫目と申候者上中下有之候へ共壺貫目と申候ハ上中下を押し候而之積候事

但、壺斤ハ四拾兩也、壺兩ハ四匁也 (新)・(談)

(89) 一、朝鮮人へ尋承候所ニ、鴨緑江ヨリ北京之順天府迄道程五十日路と申候事 (新)・(談)

※ (談) のみは、ここに以下の記述あり

右之趣、松原新右衛門と申者、十三歳より対馬殿家来にて、朝鮮江参滞留仕、殊ニ彼者通詞能心得候故、長州萩江被召抱候、夫故朝鮮之物語追々承候処、具ニ書記置候者也

追加朝鮮人於江府公方様御見参其外聞書

(90) 一、三使江戸にて致登城御目見之儀ハ、御簾之外次之間ヨリ拜仕候、嚴有院様御代迄之格ハ御簾を高く卷上候而拜被仰付候、然(徳川綱吉)常憲院様之御代初三使登城有り拜之時、不(徳川家綱)不問間違候而御簾を御身柄半分も不見程ヒキク卑卷上ケ候処、三使申方格式違申候〔間〕、拜仕かたくとて拜を不仕、何とも不相濟場之シラケ候儀ニ相成、対馬守殿其時ニ三使段々懸相有之、壺通ケ様公方ヨリ被仰出たる儀絶而不相替日本之例にて候、拜不仕候得ハ則チ対馬守三使トサシチカユル外無之候杯と種々申相之上、漸納得にて拜を致申候、若君様之御簾も同く如右卑ケ卷候、是ハ幾寄も拜相成不申候、未位ニも付給にて無之一円不相成と申切候、因茲其時被仰出、公方様右之通にて拜仕候間若君様へ之儀者被成御了簡其(前々之通)通にて拜可被仰付候と相成拜仕候、其時天和之格式を以御当世初り享保之三使迄ニ至りいつれも御簾を少シ上ケ拜を被仰付候ハ右之格式にて候、若君様之格ハ〔前々之如く〕御簾を高く卷上候事 (新)・(談)→両者とも「享保」を「正徳」と誤記する。

(91) 一、大坂にて三使江上使を被成候ハ大坂御城代にて候、宿者門跡にて候、常憲院様御初天和迄之格ハ、座敷へ上使を三使と一同ニ出相にて候、文照院様御代初正徳之三使之時分、三使大坂江着之砌、江戸ヨリ被仰越候、此度ハ上使門跡之堂江御上り之時、階被下候三使迎ニ被出、又上使御歸之時茂其所江送て被出候得共、御下知にて、三使江色々申聞せ候得共承引不仕候、左様思召候ハ、先達而朝鮮江可被仰越儀ニ候、左候ハ、朝鮮王江伺候而日本江可参候、只今俄之被仰懸にてハ自分杯之仕形兎角不相成申切、江戸ヨリハ兎角迎ひ送被仰付之如クニと被仰下、其間之懸相、三使大坂に三十日余滞留候得共不埒にて候、詰之所承引無之何れも此所ニ差置カ、又追立ると成共仕候と申候、正使之師匠学士ニ東郭と申て有之候、夫杯を以も色々申させ、いつれも此分ニ候へハ惣中も難儀之事候杯と種々申達、惣中も退屈仕候而三使へ其通被仕相澄候而可然と相願候旁ニ、三使も込

り漸納得にて階之上際迄迎送仕候、然共御当代初享保信使之節者迎送仕候ニ不及、天和之例之如く座敷へ上使と左り右ノ方江一同出相之格ニ相成、本へ戻り申候事（新）・（談）→両者とも一貫して「正徳」を「宝永」に、「享保」を「正徳」に誤記する。

(92) 一、且又正徳之信使江戸にて御返翰御渡之時、御状日本符（註）ニ仕候を請取間敷と申イナヤ否仕候、御文書之内にも朝鮮王先代之諱字等有之、是をも請取間敷と申而否仕候、ケ様之儀ニ付殊外もつれ不埒ニ相成候、俄に朝鮮へ三役ヨリ飛脚を以申越、朝鮮ヨリ参候国書之文言ニも直り候所有之、漸相澄候、日本ヨリハ右之御状を押付而被遣候事（新）・（談）→両本とも「正徳」を「宝永」とする誤記踏襲。

(93) 一、且又正徳文章院様御代者、御返翰日本国王と調被仰付候、是も御当代享保にハ替り、日本国源吉宗と天和之例之通調被仰付、昔江戻り候事（新）・（談）→誤記の踏襲同前

(94) 一、且又御代々之格式、江戸御城へ三使罷出候節ハ、御能拜見被仰付候（明）処ニ、文章院様御代正徳二者音楽被仰付候、是も御当代者本之格式へ戻り御能を拜見被仰付候事（新）・（談）→誤記の踏襲同前

※（新）（談）には、この位置に次の記載あり。内容的には京都本の（221）に類似。

一、文章院様御代（ママ）宝永ニ参候三使者、朝鮮へ帰り候而上々官杯茂皆流罪ニ相申候、大坂にて迎送り仕不調法、且亦格式之悪敷御返翰を請取帰候不調法、両条之咎メにて流サレたるよしニ候事

(95) 一、釜山浦日本館にて之儀二者無之候様（外ニ）ニ、対馬ヨリ参候使者申請、馳走等有之候堂之額、遠第等堂（遠承堂）と有之候、〔是ハ〕遠来寺（遠く来る）をやすんする之心也、額を打有之候事（鮮）・（新）・（談）

(96) 一、信使江戸往来之節、そこゝ、御馳走之次第、いつれかいか様と有之儀、対馬守殿ヨリ江戸へ被申上格にて候、正徳信使時分ハ備前蒲苺御馳走之次第壹番と注進御座候、享保之信使時分ハ長門下ノ関之御馳走之次第壹番と注進有之候事（鮮）・（新）・（談）

※他本はいずれも宝永・正徳の信使と誤記。ちなみに日鮮史話の松田甲は、宝永の信使を寛永の信使と取り違えて注釈を施している。

(97) 一、朝鮮諺文と申ハ、朝鮮中古ニ吏文大師と申僧之作りたる字にて、朝鮮計ニ有之字にて、日本之いろは之如し、其字皆朝鮮常之言之声を付たる物候、口ニ一下り有之ハ下江付ケ字にて候、是を以常之通用書状も相澄申候、常之言之声を付たる物故、何ニも書レ申候、此字出来候而以来ハ通用自由ニ相成候故、其以前ヨリ者学文之心懸薄ク相成候と朝鮮人も申候事（新）・（談）

且又諺文之儀、別巻委細記置分ニ候事（別巻無し）→この但書は他本に見えず

(98) 一、朝鮮吏文と申ハ、是も則吏文太師作り申候、是ハ漢字にて夫（てには）てねは之字書加たる物にて候、是にて朝鮮之上ヨリ書付候而下へ遣物、下ヨリ書付候而上へ出す等之物を相調也、常之書札杯（心）二者遣シ不申候、吏文を作り候故吏文大師と申にて候事（新）・（談）

且又吏文之儀、別巻委細記置分ニ候事（別巻無し）→この但し書きは他本に見えず

(99) 一、享保十年ヨリ十八年か十九年か前之儀にて候、竹島之儀ニ付朝鮮と日本と大成出入有之候、其趣者竹島之儀伯耆国（沖）之仲ニ有之、地ヨリハ二伯（泊り）も三伯（泊り）も間有之有島也、伯耆之国ヨリ年々獵船往而色々獵仕候、伯州ニ付たる島之心得にて居候、朝鮮ヨリも年々獵船参り色々之獵仕候、朝鮮之島と心得居申由二候、然共朝鮮人・日本人一同ニハ終ニ不参相故か、夫ヨリ以前者何之詮儀も無之候所ニ、或時伯州之獵船竹島へ船を（撃、早連大筒を打離候而船より上り候）付ケ早晚船付ケ候と早速大筒を打離し候而船ヨリ上り候故、其時も其通船ヨリ上候と大筒を打候得ハ、又島之内（とも寄々申候ハ）ヨリも大筒を合候而打申候、此趣者此竹島を朝鮮二者鬱陵島と云而、本ヨリ朝鮮之内と申候、因茲朝鮮之獵師（とも寄々申候ハ）其外ニも参候、何者か我国之鬱陵島へ参り獵を仕候、参候ハ、咎メ可申と手組ニ而態仕構居候折柄、右之通日本人ヨリ鉄炮打候故合せ申候、左候而右之者共出相、日本之島と〔申〕朝鮮之島と〔いひ〕之論〔議〕埒明

- 不申〔二付〕、伯州ヨリ江戸へ訴有之、〔因茲江戸ヨリ対馬江被仰付、朝鮮へ申参候ハ、已来朝鮮人彼島へ〕不参様こと之儀、〔朝鮮人〕一円承引不仕、段々懸相有之、江戸へも追々注進仕候、兎角々様にてハ不相澄候〔と〕、対馬〔殿〕ヨリ朝鮮へ申参候所ニ漸半合点之様ニ相成、朝鮮ヨリ之申方書通ニ、我国之鬱陵島へ一切人不参様ニと申付候〔と有之〕、我国之鬱陵島へさへ人不遣儀ニ候へハ、況日本之竹島へ可参様無之候、左様御心得候へと之儀ニ候、対馬ヨリ是ハ〔江戸へ〕不申参、直ニ又〔返答〕被申達候ハ、是ハ壺島を一名ニ為仕申方、此分にてハ不相成と申達候所ニ、其後返答不仕候、其段江戸へ御注進仕候処、此上ハ竹島を朝鮮へ可被遣と之儀にて其通相澄申候、是ハ対馬ニ吟味過候故結句仕損シ候と跡ニてハ申候、其後ハ左様ニ御沙汰相成日本人往事なし、朝鮮ヨリハ春秋〔春秋〕ニ数〔大分人数〕人參獵を仕申候、尤常ニ番人抔も遣置、朝鮮之外之人一切入レ不申候事（新）・（談）
- (100) 一、清朝順治皇帝本唐を征伐被仕候時者、江戸ヨリ対馬へ被仰付朝鮮へ被差越候、自然朝鮮へも順治之軍勢仕掛参候ハ、日本ヨリ加勢可被遣之御事にて、朝鮮ヨリ之返答〔二〕、早戦も相澄寄、尤朝鮮へも軍を仕懸不被申候〔故〕、不及御加勢と之儀候、將軍家光公御代也、右之抔も対馬ニ御座候事（新）・（談）
- (101) 一、九州五島之向ニ島有、朝鮮之島にて其名を濟州と云、此島人大概日本詞を遣ひ日本之歌杯をも諷、常々其通にて候、此島人始者日本人参初メ候て、其筋にて候、段々人数茂出来今之通之由候、朝鮮ヨリ支配相成朝鮮国内にて候事（鮮）・（新）・（談）
- (102) 一、東萊トクネキ〔省〕江日本館ヨリ三里有之候、釜山浦日本館之諸沙汰仕候、役人も東萊ニ居申候、無拋用事等有之節者日本館ニ居候、対馬之役人東萊へ参、朝鮮之役人へ令相對罷歸候事（新）・（談）
- (103) 一、朝鮮にて子共ある〔ワルサ〕〔わるきの事〕き仕候時、親其外之者にてても恐らかし候を承候、倭奴来と申候、〔是ハ〕日本人参候となり、彼国ヨリ日本を恐候参懸右之通候事（鮮）・（新）・（談）※（鮮）・（新）に付された倭奴来のフリガナは「ワヌラント」
- (104) 一、釜山浦之城主者武官にて候、釜山サンシ僉使と唱〔候〕、東萊トクネキ之城主ハ文官にて候、東萊府使と唱候、対州ヨリ朝鮮へ使者参候度々東萊府使・釜山僉使トクネキいづれも出相にて候、兎角其通にて候、対馬之使者と者対座之格にて相對有之候事（鮮）・（新）・（談）
- ※諸本には「兎角其通にて候」の部分が無い。
- (105) 一、対馬ヨリ之家老衆使者トして参候時ハ、朝鮮都ヨリ挨拶人をも壺人釜山浦へ差出シ被申候、罷出候人柄之位日本へ三使抔ニ参候同前程之格相之身柄にて候、〔是を接慰官と唱候〕、是も接慰官と対馬之家老衆と之座配対座にて候事（鮮）・（新）・（談）
- (106) 一、朝鮮之漂流人などを対馬ヨリ送参候時者、釜〔山〕近辺之城主替々挨拶に釜山浦へいて申候、是をも接慰官と唱候事（鮮）・（新）・（談）
- (107) 一、萩ヨリ朝鮮へ之方角を考るに、西北之真隅スミ之通りが慶尚道之内嗜張キチヤンと申所へ当り可申と存候事（鮮）・（新）・（談）
- (108) 一、朝鮮にてハ目金細工不得仕候、遠目金にてても平生之目金にてても細工不相成候、夫故日本ヨリも求候事（鮮）・（新）・（談）
- (109) 一、朝鮮にて日本ヒキサイ之挽茶、都而日本之茶を殊外賞翫仕候、日本と違朝鮮ハ肉食を強仕候、肉食之以後日本之茶を用候得ハ胸を押上候〔下〕而殊外能キと申由候、朝鮮王ヨリ対馬守殿へ所望にてても被送、又対馬守殿ヨリ起りても被送、因茲日本之茶朝鮮に不絶有之候、夫故朝鮮王常々之吞茶者日本宇治之茶を用被申候事（鮮）・（新）・（談）
- (110) 一、朝鮮之書物『輿地照覽〔勝〕』と申書之内ニ相見候、朝鮮国之儀、日本と和合仕候ハね者不宜候、兎角以来未々ニ至而も日本と和合仕候〔和好〕てが国之為能有之候、左様仕候へと記置候、是を以考候ニも日本と和合絶候時ハ〔和好〕

朝鮮之為ニ悪敷儀多有之故ニテ可有御座と存候事（新）・（談）

- (111) 一、朝鮮ニハ水牛無之候、殊之外水牛をほしがり候、水牛ニ而半弓をこしらへ申候、日本ヨリも大分渡候、水牛参候ハねハ半弓何共不相成（相候事不相成候事）と而ほしがり候事（新）・（談）
- (112) 一、朝鮮ニ長キ弓、日本之様成者無御座候事（新）・（談）
- (113) 一、対馬守殿江戸ヨリ被仰付、朝鮮人参千斤宛ハ兎角毎年買得相成儀候、然処ニ三宝・四宝〔銀〕之時代、両様之銀子を対馬ヨリ朝鮮へ遣ひ懸見候得共、三宝・四宝共ニ中々いやがり取不申、〔夫故〕人参之買入不相成段江戸江相候所ニ、新規ニ銀子御鑄させ被成対馬江被差出、人参買得をも被仰付候、此銀子特鑄銀トクチウギンと御名付ケ被成、対馬江も被差出、人参買得如本無別条相成候、其特鑄銀を考候ニ、今之新銀共ヨリハ能相見江候、此段差而世上ニ不存儀ニ候、三宝・四宝時代、右之特鑄銀を以朝鮮へ之銀子払仕候、其以後ニ相成候而（こそ）祐、只今之新銀をハ被仰付候事（新）・（談）
- (114) 一、朝鮮釜山浦ヨリ朝鮮之京都迄之道程十二三日路有之、亦京都ヨリ朝鮮之往詰唐之境迄ハ十四五日路も有之由申候、両条合而見候へば釜山浦ヨリ唐境迄廿七八日路之長サと見へ候事（新）・（談） ※他本は京都と釜山を誤記するが不適當と思われる。
- (115) 一、人参之儀、朝鮮之内ニても白頭山トウニ有之人参を以第一と仕候事（新）・（談）
- (116) 一、対馬之国ニハ人参こさい不申候、対馬守殿朝鮮ヨリ人参を大分取寄被植見候得共一円そだち不申候、且又対馬之山ニ有之候人参一通り御座候、是ハ尾人参ニて候、対馬ニも尾人参ハ大分御座候事（新）・（談）
- (117) 一、本之人参も尾人参も根之違候計ニてあとハ少も替候儀無御座、花も何も一ツ儀ニ而候事（新）・（談）
- (118) 一、人参之花之儀、先ハ白キ花ニて間ニハ色違之花有之由ニハ申候得共、白花之人参計を見申候、色之違候花をハ終ニ見不申候事（新）・（談）
- (119) 一、朝鮮人武芸之儀、馬ニ乗候儀ハ兎角日本ヨリ上手ニて候、勿論馬上ニて種々之業仕、弓を射鏑を遣候儀中々上手ニて候、且又其外之武芸ハ日本之方が上手ニて候事（鮮）・（新）・（談）
- (120) 一、朝鮮人劔を負候を度々見候ニ、一円劔ニて無御座、日本之刀ニて候、仕立も則日本之仕立ニて候、夫を背セナカニライ負候、ぬき候時者〔左か〕右肩之上ヨリぬき申候、最左之手ニてつき上ケ右之手ニてぬき申候事（新）・（談）
- (121) 一、鏑を持せありき候を見候ニ、鞆サヤハ一円無之皆ぬき身ニて候、都而鞆と申儀ハ無御座候事（新）・（談）
- (122) 一、先年長崎之町人伊藤小左衛門、日本之武具を大分朝鮮江内証ニて渡シ候、夫ヨリ朝鮮ニ日本之武具大分有之由、最秀吉公朝鮮御軍之節捨り居候武具も有之、其外色々之訳ニて彼方ニ残り候、因茲日本之武具を用來り、朝鮮之武具ヨリハ兎角日本武具之理方能キとて日本之武具之通りニ追々朝鮮ニて何もこしらへ申候事（新）・（談）
- (123) 一、甲冑并刃物之分、太刀ニても鏑杯之類ニても、何も日本之通ニこしらへ申候事（新）・（談）
- (124) 一、秀吉公朝鮮御軍之時分迄ハ、朝鮮ニ鉄炮と申儀無之候、朝鮮ニて書申候『徵非録』ニも鉄砲之儀を鉄砲とハ一円申も無御座候、丸グハンニ当而死すると有之候事（新）・（談）
- (125) 一、日本ニて申候竹島之儀ハ朝鮮ニて申候通鬱陵島と云ひ、兎角朝鮮之内と被存候、朝鮮之記録ニも上代ニ此島を取り朝鮮之領内ニ仕候と有之候、日本ニて竹島を見出シ候者差而遠キ年数ニて無御座候事（談）
- (126) 一、釜山浦之町ハ宿ニて御座候、町之長サ壹里程御座候事（新）・（談）
- (127) 一、朝鮮ニて町之屋作り之儀、日本之町之如クせぎて作り候様ニ無之、悠々とせき不申様ニ作り候而有之候、夫故火事杯と候而も大概一軒焼ニて相濟類焼無之候事（新）・（談）
- (128) 一、朝鮮ニて座敷之儀、都而畳ハ無御座候、先ハ板敷ニて、客有之節ハムシロ筵杯を出シ候而敷キあいしらい申

候事 (鮮)・(新)・(談)

(129) 一、朝鮮之役人^{レキ}歴々ありき候をも見申候、人数をも大分召連候、鎧ハ鞞無シニて何れもぬき身ニて候、鞞と申儀無之候、兎角^{ハタ}籠を持せ候、尤昇之籠ニて候、其籠色々ニて白キ籠〔も有之、錦の籠も有之候、錦の旗は大旗〕ニて三四枚敷も有之候、行列之節ハ籠持候者籠持なから馬ニ乗参候事 (鮮)・(新)・(談)

(130) 一、日本館之儀、古と今ハ違申候、古ハ別之地ニ有之、今之日本館ヨリ一里計ノ間有之候、此古キ日本館之地を只今釜山浦之内、古館と唱申候事 (鮮)・(談)

(131) 一、只今之日本館之地をハ草梁と申所ニて、古館ヨリ一里間有之候、日本館之地易り候次第ハ、先年筑前之町人伊藤小左衛門、対馬之町人数^(數人)拾人申談、朝鮮之朝廷江も申合役人談而、日本之武具を大分渡候而、其後相知候已後、何れも御仕置被仰付候、其後之御沙汰ニ、日本館之有所惡敷故如右儀も出来候、所柄可被替と之御事ニて、朝鮮へ日本ヨリ被仰達、日本館之地替り候へ、熊川^{コモガイ}ニ仕候様ニ被仰達候へ共、朝鮮の方ニ左様ハ不仕、漸只今之日本館ニ相成候ハ、唯^{タス}四十年計跡之儀ニて候事 (新)・(談)

(132) 一、対馬守殿書物之内『経国大典』と申が有之候、是ハ朝鮮書物ニて朝鮮之当世一切治メ方之記録書物ニて候、殊外能書物ニて候所ニ得写取不申候事 (新)・(談)

(133) 一、韃靼馬^{ダツタン}之儀、日本之馬ヨリハ高サ倍^(倍高ク一倍)有之候、惣躰之大サも倍程有之候、韃靼馬朝鮮江も参、朝鮮人数多乗ありき候事 (新)・(談)

(134) 一、韃靼馬者皆きん^(淫丸)之玉を抜申候、玉を抜候得ハ発氣無之、馬之もたへ久敷有之故と也、朝鮮馬ニも間ニハきん玉^(淫丸)を抜たるが有之候事 (新) →(138)の次に収録・(談)

(135) 一、朝鮮朝廷ニて女中江入交り候役人之儀、何れもきん玉^(淫丸)を抜申候、是も発氣不仕様^(淫丸を抜候得者淫之氣不出様ニとの儀ニ候事)ニと之儀也、本唐ニハ閉切之人を用ひ候得共、朝鮮人ニハきん玉^(淫丸)を抜申候、此違有之候、朝廷之外ニもきん玉^(淫丸)を抜たる人を女中へ交り候役人ニ用ひ、閉切仕たる人ハ兎角^(淫丸)発氣有之候へとも、きん玉^(淫丸)を抜たる人ハ絶而発氣無之物ニ候、私儀もきん玉^(淫丸)類拔様習覚候而人ニても馬ニても〔淫丸を〕ぬき候事 (新) →138の次に収録、文が簡略化され、末尾は「松原氏ハ習候て拔様を覚候由」・(談) →2条に分かれる

(136) 一、人参之出所

江原道之内

江陵^カ・厚州^{アン}・襄陽・三陟・淮陽・春川・鐵原

咸鏡道之内

咸興^{ハシホソフ}府・安邊・甲山^{此所ニ者名騰も有之}・三水・白頭山

京畿道之内

開城^{カセンホ}府^{是を古 都と云}

右朝鮮ニ而人参之出候名所如此也 (新) →甲山を申山とし、三水・白頭山がない

※(談)にこの記載は見えないが、奥書に以下のような文言があり、原本にはあったが、意図的に筆録しなかったと考えられる。

此書之内、人参之出所、朝鮮以呂波百五拾字有之候得共、秘事故別紙ニ記置也

(137) 一、秀吉公朝鮮御陣之時分ニ被成御攻候都か開城府也、其後今之都ニ替り申候、前之都開城府を只今古都と申候、日本之今京と南都有之如ク候事 (新)・(談) →いずれも大意は同じだが、言い回しが異なる。

(138) 一、朝鮮王常に日本之酒を能とて給被申候、日本と而も京都^(關東屋)買東屋か酒氣に応シ、追々対馬へ申来、日本京都ヨリ取越候而給被申候事 (新)・(談) →これで終了

(139) 一、朝鮮当時之王をハ李瓊と申候、李瓊之元祖をハ吾太子と申而限有之名人ニて御座候由也、此吾太子ヨリ以前ハ高麗ヨリ新羅・百濟を一ツニして持居候、其後吾太子被出新羅・百濟・高麗皆一ツニして被治、夫ヨ

り今ニ続申候、前之高麗王と吾太子之世ニ相成候との間、殊外大軍数年之間有之たる由ニ候事

(140) 一、右ニ申ス吾太子之背ニハ龍之鱗有之、今以其子孫二者鱗一ツ宛有之と申候事

(141) 一、朝鮮にて王をハ外にして、諸臣ニツニ分レ、南方・西方と而格別之立派ニ而御座候、南方ヨリ治を仕時者三公其外夫二次たる高官者皆南方ニ相勤、西方ヨリ者其以下之官相勤候、且又西方ヨリ治を仕時も右之格ニ仕、南方ハ皆其外之官相勤申候、南西之入代り二者殊之外惣動仕由ニ候、只今者南方之世ニ而御座候、十五六年より前ハ西方之治にて候処ニ、十五六年跡ニ南政宗と申而申々能人柄出候而、西方治勤不^{ジキン}宜段を訴候所ニ、王被有納得南方江可被任と之儀ニ付、南政宗を先として其外南方之各三公其外能官ニ付、只今ニ至り十五六年以来ハ南之治ニ而候、西方ハ^{サイ}罪科之勤段々有之ニ付、上ヨリも其とがめ有之、銘々海に身をはめ首をくゝりて死スル等之儀数多有之、左候而西方之惣中ハ南方ニ交り勤之形^{カタチ}にて参申候、南ヨリ西江代り候時も其趣ニ而候、本以来幾度も南西之入代り其^ソ凶ニ而改申候事

(142) 一、朝鮮諸臣装束之色、南方ヨリ治を仕時分は南之火色を取、赤装束を上トシテ用申候、西方ヨリ治を仕時者西之白色を取、白装束を上と仕候事也、一切か様之格ニ而候、只今ハ南方之治方故赤色を賞^{コト}断と仕候事

(143) 一、自分儀、正徳之信使時分者副使付ニ而江戸江参り候、享保之信使時分ハ正使ニ付而江戸江参申候事

(144) 一、日本江三使と候而被参候人柄之儀、疎之人^{キヌネン}躰ニ而者無御座候、及第四ツ茂五ツも被仕たる様成限有之徳之人柄ニ而候、無左候へ者高位高官ニも上り不被申、日本江も差越不申候事

(145) 一、正徳之副使付之節も色々副使と咄相仕候、其内副使被咄候、朝鮮ニ而近年之名詩有之、諸人^{コレ}是を賞断仕候と而被申聞せ候、其詩ニ曰

富貴若将智力求 仲尼年少合封侯

世人不識青天意 空使心神半夜愁

(146) 一、朝鮮ニ而禄を請る人皆及第を以禄を請申候、及第無しに禄を請候人ハ一人も無之候、古ヨリ今以其通ニて候、尤郷々ニ而及第有之、是を郷試と申候、田舎及第申候事

(147) 一、常之医者ハ不及申、馬医之類迄及第を以禄を請申候、尤馬医も本之医者をも本と仕、馬医を習候ハねハ馬医計ニてハ及第ニ不相成候事（新）→文意はほぼ同じだが、記載は簡略。

(148) 一、朝鮮之咄ニ申候、先年及第有之時孟子之大意を云せ候時、壹人之申様、天理を存し人慾を止ムと申候、中々^{ミジカ}珍敷埒明ニて能申方と候而禄を請申候、其跡ニ存様ニ兎角埒明^{ミジカ}短^{ミジカ}き申方が相候と而、存し止ると計申候所ニ、何とも短き候而其義理埒明不申と而禄をも不遺落第仕たる由、朝鮮人之咄承候事

(149) 一、自分儀馬医を朝鮮ニ而稽古仕候、師匠之儀、都ヨリ日本館之二里脇ニ流され候而居申候、其子細者、馬医之及第有之候時、撰者ニ出候所ニ、賄賂を取り依怙仕、悪敷を能ニ仕、能を悪敷ニ仕候咎メニ依而、右之通流され居候、其人柄江馬医・本医共ニ稽古仕候事

(150) 一、諸国ハ朝鮮之漂民着船仕、夫を長崎江御送、夫ヨリ対馬へ請取申候、対馬ヨリ朝鮮へ被送候時ハ、家中ニて逼迫をも仕、上ヨリ救被申候ハ而不相叶^{コト}訳有之者、兩人宛付ケ候而送被申候、朝鮮にて色々之くれ物有之、夫を取帰り、尤其内ニて対馬守殿へ納候品も有之、左候而其跡ニてが壹人分銀六七貫目宛之勝手有之候事

(151) 一、朝鮮ニ而織物之儀、差而上品者無御座候、有候物者

木綿 ムシヨムト申候
紬 チウと申候
三升 サムソギ 是ハ毛トロメン如キ之物ニ而候
昭布 テリフ

右之外糸織物之悪敷類ハ有之、外ニハ何も無之候、能物之分ハ皆本唐ヨリ買求候事

- (152) 一、対馬江唐船漂流候時ハ、前廉ハ唐船一艘ニ銀壹貫目宛取候、左候て船を長崎へ送届候、近年ハ左様不仕、御国杯一流沙汰被仕様ニて候事
- (153) 一、朝鮮ニて鶴・鳶・鴨共ニ日本ヨリハ殊之外味能候事
- (154) 一、朝鮮ニ而都而細工ハ無調法ニ候事
- (155) 一、朝鮮之漁船、余り遠クへ不出、太概十里位を切候而出候と相見江候、日本江参候漁船ニ而考候ニも遠方江之出船ニてハ無御座候事
- (156) 一、むく狗日本ヨリハ沢山ニ居候、尤常之狗ヨリハ少ク候事
- (157) 一、鯨之儀、朝鮮ニハ取不申候、鯨取候ハ日本と阿蘭陀計之由承候事（新）
- (158) 一、大根、朝鮮ニ而ハ太概なまニて給申候事
- (159) 一、朝鮮ニ而牛を殺候儀、中比法度ニ被仕候へとも、牛を給候へハ寒気を凌候便ニも相成、其通ニ難相成、又殺し候而給候ニ相成候事
- (160) 一、羊^{ヒツシ}ハ朝鮮ニ居不申候、{本} 唐ヨリ参候事（新）
- (161) 一、日本館江対馬ヨリ参居候者共、鷹狩或ハ鶴狩などニ参候、数寄候者ハ皆々日本館ニて鷹を持居候事
- (162) 一、朝鮮之漁人申候者、長門国あたり江之海上ハ百五十里程可有之と申候事（新）
- (163) 一、対馬ニ而朝鮮へ書通之儀、文作之儀ハ籍学之長老衆被仕候、対馬之出家十人計を籍学江仕置被申候、其十人之内ニ而頭取ハ色衣^{ソウ}之僧ニ而候、残りハ大形たん寮位之出家ニ而候、此十人僧之儀書翰之筆者を仕候、且又書翰之儀ハ唐紙を三四枚合せ而用ひ候、此合せ紙之こしらへ手、対馬ニ而も只壹人有之候、殊之外六ヶ敷物之由ニ候事
- (164) 一、対馬之市中ハ町数廿四町有之候事
- (165) 一、対馬之城有之候へとも、天守ハ無御座候事
- (166) 一、対馬守殿三代前ヨリ城ニハ不被居、別ニ屋敷有之、夫ニ被居候、城ハ湿気も強土地悪敷、右之屋敷ニ被居由ニ候事
- (167) 一、竹島へハ伯耆国ヨリも式百里、朝鮮国ヨリも式百里と申候事（新）
- (168) 一、南京と北京之間五十日路程之間相有之由、朝鮮人申候事
- (169) 一、北京ニ而朝鮮人居候所ハ玉花館と申候、朝鮮ヨリ北京江追々参候使者絶る事なく、何れも此玉花館ニ罷居候事
- (170) 一、本唐ヨリ朝鮮江書物を渡シ候儀者法度ニて少も渡シ不申候、夫ニ付朝鮮使来聘之節、日本ニて書物を大分買候而罷歸候、唐之書物を日本ニて板行仕候を珍しがり求候而罷歸候事（新）→文意同じだが、記載簡略。
- (171) 一、日本ニ而字ニ音と訓有之如クニ、朝鮮ニても音と訓有之候、趣左ニ記之
- | | | | | |
|-----|-----|------|------|-------|
| テン | チ | タン | イルホン | |
| 天 | 地 | 唐 | 日本 | 右ノ方音也 |
| ハノル | スタグ | カンナム | エ、 | 左ノ方訓也 |
- 右之通一切字毎分れ而如此也、日本と同前也、音訓之分るゝ子細者、其国之字ニて無之、他国之字を習而通用する故、其字ニ本ヨリ有之音を習たる物也、則漢字を朝鮮ニも日本ニも習覚候故音訓両様有之候、一切漢字を習覚而通用する之国ハ皆其通と相見江候事（新）
- ※（新）では読み仮名が若干違う。また、「右之通・・・」以下の記載無し。
- (172) 一、本唐ハ音計ニて相済、別ニ訓と申物無之候、音が則本唐本ヨリ之詞ニて候、其後二字を作り字毎ニ其音を付合せたる儀ニ候へハ音訓分ルへき様なし、故ニ諸事之通用輕ク日本之学文ヨリハ手早相調候段歴然也、

朝鮮或対馬杯ニ而承候ニ、本唐之外ニ何れか西之方ニ当りて壹ヶ国音計ニて字ノ通用仕候国有之由ニ候事

(173) 一、日本ニ而唐松と申候松之儀、朝鮮ニても沢山ニ有之ニてハ一円無御座候、惣躰之松ハ皆日本同様之松ニ而候、日本館ヨリ五里奥、蜜陽ミルヤンと申所ハ不殘唐松ニて余之松ハ無御座由ニ候、其外之所々ニ而も間々ニ唐松ハ有之、跡ハ皆日本同様之松ニ而候事（新）→文意同じだが、記載簡略。

(174) 一、享保十壹年ヨリ十八九年も以前之儀ニ而候、朝鮮ヨリ使者を対馬江差越申候、尤此使者ハ対馬守殿江戸ヨリ被致下着、此方ヨリ朝鮮へ使者を差越被申、其後彼方ヨリ使者を差越候時之事也、其時朝鮮之使者船対馬ヨリ四五里沖ニ而損し、朝鮮人上下大分并日本館ニ罷居候対馬之役人杯も相果候、其後朝鮮江対馬ヨリ聞せ遣シ相濟候、尤彼船之節者人数壹人も不殘相果申候、日本館近辺之百姓とも大分夫々之得物を持、或ハ竹杯をときらかし火ニ当て持、日本館へ仕懸ケ軍とも仕候様ニ日本人をいため、日本人も腹を立朝鮮人をいため大喧嘩仕候、是ハ破船ニ乗居候水主類杯之親子兄弟其外不（通カ）逢間ともニて候、最前破損ニて朝鮮人相果候聞せハ偽リニて候、兎角日本人が殺し候而偽り申越候とて其通ニ仕懸ケ申候、朝鮮人・日本人ともに大分疵づき申候、色々申而も静シヅマり兼候、釜山浦之役人方江申遣候所ニ、役人杯かけ馬ニて参押候へハ漸静り相濟申候、其時自分なども日本館之番仕居候内之儀ニて候事

(175) 一、朝鮮人之書候物ニ、日本人を書誤り一分人と云候而有之候、音声似たるを以如此書たる物ニて候事

(176) 一、朝鮮国八道ニて惣石高四百万石余御座候、尤高四百万石余と唱申候事（新）

(177) 一、朝鮮国絵図ニ八道共ニ巡察使と有之ハ、每道其下知（セカ）となす所也、且又牧使・府使・府尹・郡主・県監・令県杯と有之ハ皆其所々之司也、各命を巡察使ニ請申候事

(178) 一、朝鮮国八道共ニ只今開作地大分有之、如何程開立可申も自由候、其子細ハ秀吉公御軍時分ニ切尽され候以後、土地ニ合せてハ人足り不申、一円往古之人程無御座故、自然と開作地ニ相成地大分御座候事

(179) 一、朝鮮ニて葬之儀皆儒葬ニて候、仏法ニて之葬ハ無御座候、且又儒法ニて葬候後、釜山辺其外在々ニてハ専有之候、よりを立（ボウ）、夫江死人乗りうつり色々之事共申候、趣日本ニ有之形ニ相易儀無御座候事（新）→文意同じだが、記載簡略。

(180) 一、浦々ニて獵之祭を仕候儀、日本ニ相替儀無御座、ねぎ（細宜）之装束を仕、笹之葉ニ幣之様ニ白紙杯付候而振り舞候を、釜山あたりニて見申候、か様之儀ハ節々有之見候事

(181) 一、前ニ記置候、朝鮮ニて治メ方ニ南方・西方と申而両流有之て入代り候次第之起り、左ニ記通ニ候

(182) 一、朝鮮国、新羅・百濟・高麗と三ツニ分レ居、其後高麗ヨリ新羅・百濟を取一ツニ仕候て今之朝鮮一統ニ相成候、其一統ニ被仕候高麗王之時分、仏法を崇敬して釈典と申物を初メ、南西之分チ出来、徒党を結び其角を仕初メシヨリ今之南西之儀初り候事

(183) 一、一年ニ者式度も三度も其上も日本船朝鮮江漂着仕候、左候時ハ日本之如クニ馳走仕類共をも遣シ、段々と送り対馬江送り申候事（新）→後半及び以下は記載無し。

且又十四五年跡迄ハ、何国之船漂流仕候とも、対馬ヨリ大坂へ送らせ候而、大坂役人之御尋ニて相濟、夫ヨリそこゝ江被差返候事

且又右之通対馬へ朝鮮ヨリ送り来候船を大坂迄上せ、彼地ニて御尋相濟候ハ、殊外無益成儀ニて、段々其御沙汰有之候上、近年ハ御法改り候て、大坂ヨリ下之船ハ長崎へ対馬ヨリ送り、大坂ヨリ上之船ハ大坂へ対馬ヨリ送り、御尋有之相濟候て、そこゝ江被差返相濟候、十四五年以来之御法如是ニ御座候事

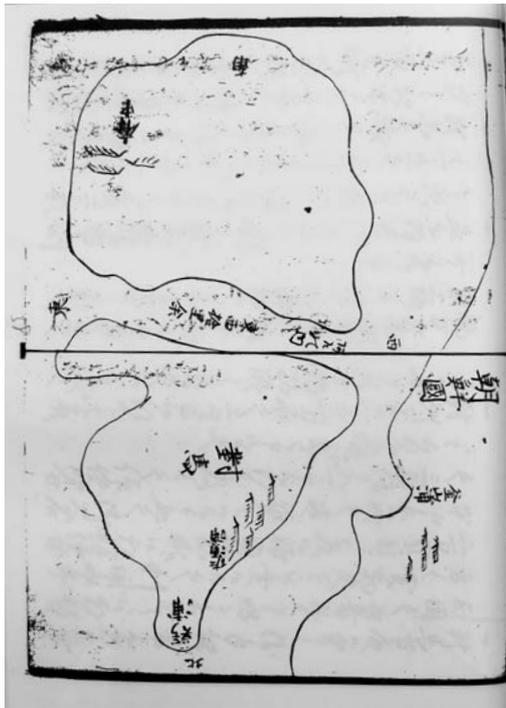
(184) 一、日本船朝鮮へ流され参候儀、前ニ申候通年中二者節々ニて御座候、其内天下之御米船節々流され参候、乗前を能存いか様成作廻仕候も程難計と存候事

(185) 一、享保十二年霜月、川尻浦へ参候朝鮮之漁人申候ハ、去々年之前年朝鮮王死去ニて、新敷王立被申候と

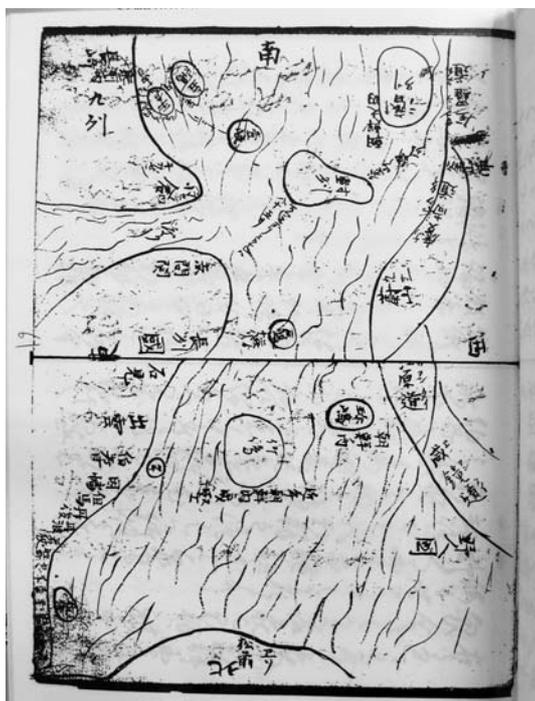
- 之儀ニ候、此段を新右衛門考見るに合点不參候、朝鮮王之嫡子ハ当年慥四十歳程之筈ニ候、孫讓共ニ而候哉、又ハ二男讓共ニて候哉、又ハ漁人聞損シ而申候哉と存候、朝鮮王之嫡子年長ケ候故、朝鮮王久々隱居之願被申候へとも、朝鮮王隱居之例無之付赦免無之候、病身ニて被居候故、嫡子早数年政務を聞沙汰被仕候、表方ハ嫡子ニ而内輪ハ即位同前ニて候、四拾歳程之積リニて候、合点不參と之事
- (186) 一、朝鮮ニて県令と申と県監と申ハ位違ひ候、県令ハ県監ヨリ卑ク有之候、何れも日本之代官之如クニ候事
- (187) 一、極楽之儀^{セツク}を世王と申候事
- (188) 一、下例^(列カ)之者とも迄喪をハ行ひ候、下列之喪ハ笠を白キ紙ニ而張りかづき申候、笠かづき候儀ハ朝鮮之礼ニて候、夫を右之通ニ仕候、又ハ荒布之帶をも仕候、兩条を以下列之者之喪服と仕候、上分ニ至り候而ハ喪服を着用仕候事
- (189) 一、道々之惣司を觀察使と申候、因茲殿様杯之御位をハ朝鮮之漁人等之唱候ハ觀察使と申が能御座候事
- (190) 一、朝鮮之錢ハ皆大錢ニて候、小錢と申儀ハ無御座候事
但銀壹匁之所へ十錢遣ひ、或ハ段々ニ違ひ廿錢迄も遣ひ申候、所々其時々々之相場ニ依り違ひ候事
- (191) 一、慶尚道常々之米之直壹匁ニ五六升、又者七升も仕候、豊年杯之節者究而此通仕候事
- (192) 一、正月之儀、朝鮮と日本ハ究而其月違ひ申候、自然ニハ一同ニ相候儀有之候へとも大形違ひ候、朝鮮ニハ本唐之曆を用ひ申候、夫故本唐と朝鮮ハ曆同前ニ而候事
- (193) 一、下列之者迄も皆氏を申候、少々左ニ記候
鄭^{キエグ} 朴^{ハク} 金^{キン} 洪^{ホグ}
- (194) 一、朝鮮ニ者訳官五品有之候、本唐・日本^{ニツ}・韃靼・蒙古・野人国、以上五ヶ国へ対シ夫々訳官罷居候、五ヶ国之持方、本唐へハ随ひ居候、日本も隣国船交大切之立申候、韃靼・蒙古・野人之三国ハ只交易共計仕候由、誠之交り者無御座候と相聞へ候、対交易訳官を立置候事
- (195) 一、釜山あたりニて節々火事をも見申候、差而火消杯と見へ候人も無御座候、只寄集り消し候、家之儀天井ハ大形土ニてぬり申候、屋脊ハ瓦^(茅)もかやも御座候事
- (196) 一、『經国大典』^{ケイコク}と申書物、朝鮮国ニ有ル記録ニて、対馬ニも対馬守殿計被致所持候、其外ニハ一円無御座候、紙数三四十枚程有本十冊程有之候、朝鮮ニ而色々之儀を書記、諸事朝鮮国治メ方之仕法を書たる書物ニ而候、日本へ之常々挨拶仕向ケハか様仕たるが能御座候、唐との参懸りいか様ニて候杯と申様成儀共も有之候、中々面白キ記録ニて候事
- (197) 一、対馬之大通詞ハ、朝鮮之上々官と同シ位ニ対馬ヨリハ仕向ケ被仕、諸事勝手向等ニ至迄仕成シ能有之候、兩國出相之時ハ、上々官と大通詞等輩之参懸りニ而諸事仕候事
- (198) 一、対馬ニて大通詞七人御座候内、私儀者暇を取候而彼地を罷出、残り六人居候所ニ又其内四人相果、只今兩人罷居候、朝鮮在番・長崎在番、対馬ニも壹人居候ハねハ不相成、兩人ニてハ頃日何とも不相成段申来候、小通詞者数多居候得共大通詞之程ニ不相成故、其場之勤之段不自由ニ候、因茲頃日ハ大通詞ことかぎ之段追々申来候、是ハ享保十三年ニ其咄を新右衛門仕候事
- (199) 一、惣而对馬家中之儀ハ、家老衆ヨリ下ニ至迄、朝鮮之方之交易色々有之故、何れも勝手能御座候、対馬ニて五百石之分限が御国之千石程之居方ニて候、皆其通候事
- (200) 一、対馬之儒者役雨森藤五郎・松浦儀右衛門杯も分限三百石ニ而御座候事
- (201) 一、各朝鮮在番仕候とても、朝鮮一切之書物又ハ絵賀等之儀ハ、取歸候儀御制禁ニ而相成不申候事
- (202) 一、対馬国と朝鮮国と見渡旁之図、如此御座候

但、対馬国者今三拾六丁一里にして、南北三拾八里余、東西広キ所ハ拾里或ハ五七里
 但、古ハ四十丁壹里なれ共、今ハ三十六丁一里にして之積也
 釜山浦ヨリ佐須奈迄四十八里トハ古ヨリ申候得共、式拾里程有之候事
 府中ヨリ佐須奈マテ三拾里余、船路ハ五拾里余有之候事

図左ニ記之



- (203) 一、対馬守殿ハ中々勝手能候而、上方共ニ而も西國之長者杯と申唱る参懸りニ候、朝鮮之方にて買物、夫を被売候而之利閏毎年二万貫目ニも及候躰内福成儀ニ候、朝鮮使日本江参候時之造作と候而も、惣之御大名之三双倍も入可申候得共、度々之信使時分ニも差而痛ミ不被申候事
- (204) 一、対州者只壹万石之高ニ而候得共、其当りニ而ハ無御座候、内檢段々有之候、壺岐^キ之風本ニ蔵屋敷有之、筑前之内ニも其通有之、京・大坂ニも有之候、惣躰之参懸小身之形にてハ無御座候事
- (205) 一、惣而防長御兩國之劃と対州御領内之劃と考見候ニ、対州も防長御兩國之三步^(カ)ニ之形も可有之か、凡二十万石之劃^(カ)にて相見江候事
- (206) 一、対馬之城下ハ南と東を請たる海辺ニ而候、中々能所にて候、売買之便りも宜敷所柄ニ而、京・大坂之町人数拾人売買ニ参り、五百貫目千貫目宛も銀子を持来候而、朝鮮ヨリ対馬江被買候物を又買候而上方へ取歸候、夫故対馬守殿内福ニ御座候事
- (207) 一、『懲^{テウ}瑟録』二冊目拾枚之左ニ有之由候事
 時久不雨江水目縮曾分遣宰臣祈雨檀君箕子東明王廟猶不雨
 (右の漢文には返り点・送り仮名あり。省略した。)
 右之文を以新右衛門へ問申候、新右衛門申候ハ、檀君ハ朝鮮にて人之始り、箕子ハ周之代ニ被封候箕子也、東明王とハ今之李氏之王之元祖ニ而、明朝之洪武年中に立被申候、其元祖之王にて名をハ吾太子と申候事
- (208) 一、長州萩と朝鮮と之あわひ、左之図之如くに御座候事
 右之通ニ御座候、萩と朝鮮國之蔚山と向ひ合せにて候、夫故萩と朝鮮ハ殊外近ク海もせまとにて御座候事



- (209) 一、野人国とハ則韃靼国を差而申候事
- (210) 一、玆島ハ本之儀朝鮮之島にて候、竹島も近年朝鮮之内之島ニ相究り候、尤参懸り之儀ハ委細前ニ記置候、昔竹島を見出候者伯州磯竹弥左衛門と申者にて御座候、此弥左衛門儀、士か町人百姓等かをハ不存候、弥左衛門見出、伯州之公儀江訴候処ニ、弥左衛門ニ所務仕候様ニと被仰付、数年其通ニ候処ニ、竹島ニ付日本と朝鮮之論出来仕候、前ニ書置候通、終ニ者朝鮮之蔚陵島と申ニ相究候事
- (211) 一、^{チエイ}濟州之儀を朝鮮人が申候、往古此島ニ自然と男三人計居申候、然所ニ日本ヨリ船にて女三人并牛馬物之種持参候、夫ヨリ此島を致開基、今之濟州にて御座候、左有て船を乗参候人ハ雲に乗り虚空江上りいつれとも智レ不申候、名誉成儀ニ候、夫故日本ヨリ之開基無疑候得共、今朝鮮国之内之島にて候、此島日本之いろは字を遣ひ、日本之はやり^{ウタ}歌杯をもうたひ申候、広キも対州程ハ可有御座、結句夫ヨリハ広ク可有御座と申候事
- (212) 一、朝鮮を北江往詰而^(野人国の誤りカ)聖人国^{トマンカウ}と之境ニ壺里之渡り有之候、其名を豆満江と申候、是を朝鮮口ニハ「トマンガ
- ガン」ト唱申候、西ヨリ東江流る、川にて候、是を渡りて野人国江ハ参候事
- (213) 一、享保十六年之春、朝鮮船漂着候を長崎へ御送らせ被成候、其朝鮮人咄候とて松原氏申候品、朝鮮を北へ行詰豆満江とて壺里之渡り有之、是を渡りて野人国へ参候、此豆満江朝鮮国と野人国との境にて御座候、西ヨリ東へ流る、川也、朝鮮国と唐との境ニ鴨緑江有こときに候、此渡り川十月ヨリ三月迄殊外氷り申候、船之渡りやミテ水之上を馬にて往来仕候事、常々江原道之雪大分ふり候所にて、壺丈余もつミ申候、咸鏡道之者式人江原道之者八人已上十人にて候事、各儀韃靼人とハ常ニ交り申候、韃靼人ハ法度易りたる儀候、頭をハマハりをそり中ニ髪を残シ、夫をくミテ両方江たれて居候が、母死れハ右之方をそりのけ、父死れハ左之方をそりのけ申候、父母共ニ死れハ両方共ニ皆そりて坊主之形ニ相成候事、朝鮮ニも去々年ヨリ去年迄殊之外麻疹はやり申候、日本同前にて御座候事
- (214) 一、朝鮮国広サ之儀、太閤秀吉公朝鮮陣ヨリ以前ハ、九州に四国を添へ候程可有之と皆推量申候所ニ、右朝鮮人^(陣力)時分得と相知れ候て一円右之広サにて無之、凡者日本半国ヨリハ大キニ有之と見江候由之事(新・談に

類似の記事あり、(47)の後に載る。）

- (215) 一、釜山浦日本館之前二絶影島と申島有て廻り七里御座候、是ハ牧之島ニて馬大分居申候、此島之馬ハ能馬ニて追々朝鮮之都へ送り王之御召馬ニ相成候事、且又右絶影島へ虎往て馬をくひ殺シ候、尤くひ候を人見るニてハ無之候へともくい殺シ置たるを見て虎之くい置たりと人も知趣也、因茲釜山浦之領主ヨリ虎狩を為仕られ、壹年ニハ壹度も貳度も虎此島江往而右之通故、虎狩も壹年ニハ一度も二度も有之候事、且又右之虎狩を仕とても、虎を殺候儀ハ凡成兼申候、此島を追のけ候計也、虎此島をにけ候時、藻くすを集め頭にいたゝき藻くすの流るゝ様ニして海を渡り欠申候事
- (216) 一、日本館関門之前ニて毎朝市立申候、是ハ本日本館日本人之用達之為ヨリ起たる市也、近辺之朝鮮人も買取用達仕候、専魚菜を売申候、或ハ木綿類ニても其外も売買仕候事 ※(談)に類似の記事あり、(57)の後に載る。
- (217) 一、日本館あたりにも虎ふせぎ有之候、虎ふせぎハ山之頭頂ニ高き石垣ニ間程も築上たる物ニ而、爰彼ニ有之候、朝鮮國中皆其通ニ有之候、只分朝鮮人之申候も中々前ニ費成儀を仕候、今此虎ふせぎを虎が飛越申候、昔ハ恐れたるニ而も可有之候得共只今中々恐れ不申候、前ニ大分之人力を費シ於只今も無詮事と諸人評論仕候事、且又虎も弓鉄砲鑓之類或劍之類を持帶し候者をハ恐れ申之由ニ候事
- (218) 一、対馬ニてハ牛馬共ニ外ヨリ一円參不申候、家来内ニ下地持候衆ニ牧を持候衆四五人も有之候、夫ニ馬大分居申候、何れも上馬ニ相成申候、対馬守殿之牧も所々ニ大分有之候事
- (219) 一、三使江戸ニて登城之時、駕籠すハリ所之儀、御式台蹴はなしヨリ三間置て駕籠すハリ候ており被申候、其例格也、右之通殊之外能格ニて御座候、且又対州ニて城江三使被出候時も、江戸御城ニて之同格ニて式台蹴はなしヨリ三間置而駕籠すハリおり被申候、対州之城ニて式台前ハ江戸御城御式台前ニ少も易度無之様ニ形をこしらへたる物候、是ハ三使を引請申時之格式之為ニ其通ニ御座候事
- (220) 一、文章院様御代初正徳之信使之時、大坂ニて信使之旅館へ御城代を上使トして被遣候時、階下迎送之儀もめ申候、其段ハ前々ニも申通候、迎送之儀を信使承引無之時此方ヨリ申方ニ、前ニ無之例とても兎角其通ニ仕候得、日本ヨリも前ニ無之例三使下乗之所迄館伴使を被差出儀ニも候、幾ヨリも迎送仕候得と之御事候、館伴使とハ出向ひて同道仕内へ入る役人也、右正徳時分之旅館伴使ニ被仰付候ハ兵庫之御領主と覚申候、信使之被申方ハ館伴使等本無之儀ニ候、不被差出候ても能候、迎送之儀者難仕と達而申はられ候得共、終ニ二者迎送被仕ニ相成候事、且又御当代享保之信使時分ハ古格之通館伴使をも不被差出候事
- (221) 一、常憲院様御代初天和ニ被參候三使ハ、御簾之例格違ひたるを以、朝鮮江三使被歸候と即時流罪ニて御座候、左候而三使何れも配所ニて死被申候、此時上々官茂不殘流罪ニて候が、是ハ三年程して宥免有り配所ヨリ歸被申候事、且又文章院様御代初正徳ニ被參候三使、古例ニ無之大坂之旅館ニて上使被遣候時、階下迎送り被仕例格違、且又格式悪敷御返翰を請取たるを以、朝鮮江三使被歸と即時流罪ニ而候、是も三使何れも配所ニて死被申候、此時上々官茂不殘流罪ニて候が、是も三年程して宥免有配所ヨリ歸被申候事
- ※(新)・(談)に類似の記事あり、(94)の後に載る。
- (222) 一、有章院様御代初ニも朝鮮と之乞合しらへ段々有之、信使追付被差越答ニ而御座候之所、無間相有章院様薨御被成付而信使も參不申、御当代之初メ享保之信使と申ニ相移候事
- (223) 一、御当代之初メ享保信使參候前年之儀候、朝鮮ヨリ節目講定使カウシヤウシ(ナラヒ サタムル ツカイ)と云而使を差越候、対州迄參申候、天和之信使時分ヨリ正徳之信使時分も礼式之儀付もめ兎角違脚之儀令出来、終ニハ三使・上々官迄も致迷惑、例格相違仕段々様ニてハ不相澄事候、来年ハ信使を茂進上申儀候、夫ヨリ内ニ諸事之礼儀格式を堅メ置而其上を以信使を進る覚悟之由申越候、其段を対馬守殿ヨリ江戸江被申上、一切之格式其時堅り候而、其辻を以朝鮮江対馬守殿ヨリ返答有之候、右之通前年ニ事を相堅メ候而翌年信使差越被申候故、享保之信使時

- 分ニハ諸格式ニもめ候儀一円無御座、日本ニも朝鮮ニも宜敷儀ニて候事
 ※赤字部分は「講定使」の左傍に付すふりがな
- (224) 一、三使之儀三品ニて日本江被參候が、使者役首尾能相勤被歸候而ハ本位上ケられ二品ニ相成被申候事
- (225) 一、朝鮮ニても木に只多キ物ハ松木ニて御座候、何れ之山も多はへ出有之候、日本ニてから松と申て有之候木、中々多ハ無御座候、所々間ニ有之候得共多ハ無御座候事
- (226) 一、三使朝鮮ヨリ被參候時、彼方ニ記録官段々御座候、諸格式ニ殊外念を入申候、中々かきとめ仕記録ニて少之儀も何や角やと申候、勿論日本へ參候而歸候迄之儀以外委細書記罷歸申候事
- (227) 一、釜山浦あたりニてまな鶴(備)之直拾拾弍式拾拾弍式弍或輕時八十弍ヨリ内ニも売り申候、黒鶴ハ弍式弍五分或三弍位ニて御座候、鴨ハ二分弍分五厘三分など、申位ニ御座候、右之類釜山浦辺ニ大分居申候事
- (228) 一、朝鮮ニて銀子を遣ひ候儀、灰吹銀を切而遣ひ、又ハ日本ヨリ參込候銀子をも其儘ニて遣ひ申候、就夫灰吹銀ニてはいか程、日本銀ニてはいか程と申て売買仕候事、且又灰吹銀をハ天銀と唱へ申候、天ヨリ自然とふりたる銀子と申心ニて御座候事
- (229) 一、人參之儀、朝鮮ニても西北ニ当りたる土地ニ出来たるか能御座候、釜山浦あたりハ朝鮮ニて東ニ当りたる土地故か、出来たる人參も能無御座候事
- (230) 一、日本へ御買入之人參を日本館へ朝鮮之売人共か持來候、柳こりへ大分宛入て売ニ參申候、其内二人參之能も悪敷も入交て參候をゑり分て能キを買上仕候事
- (231) 一、北參と申候ハ、韃靼之方へ寄而之土地ニ出来たるを北參と申候、是ハ悪敷御座候、惣而朝鮮ニても悪敷人參之分、朝鮮之外ニても悪敷人參之分、右何れも藥氣弱ク候故、かんぞう水へ入置藥氣をつよめ申候事
- (232) 一、生人參と申ハ、人參を洗ひて其上白水へ付置たる計ニて、夫を則かげほしニ仕たる物也、此生人參者藥氣殊外ニ強過申故、病人によりてさゝハリ申候、因茲人參をうむして用ひ申候、是が常世上ニ有之人參ニて熟參ジシと申候事
- (233) 一、常憲院様御代、文照院様御代、差当御当代、右御三代共ニ御用として人參を箱植ニして朝鮮ヨリ江戸へ御取越被成、左候而御浜御殿へ植付被仰付候間、定而御浜御殿ニハ只今沢山ニひろこり候而可有御座被存候事
- (234) 一、東萊者沙汰所ニて候得共、日本館ニ在番仕候者ても常ニ東萊へ參候儀相成不申候、其内常憲院様御代之儀ニて御座候、私日本館在番仕候比ニ、竹島之儀ニ付朝鮮と日本申結び段々有之、江戸ヨリ只様ニ御裁許被仰下、對馬守殿家老多田与左衛門ソハと申人為使者日本館迄參、夫ヨリ東萊江被參候、其時私儀も付候て東萊へ參初て見申候、其時与左衛門大備ソハニて御座候、持鎗ハ二本道具ニて御座候、先備ニ長柄之鎗弍十本ニて御座候、鉄砲拾挺・張弓五張ニて御座候、中々能備ニて御座候、右之時分私儀通詞之為ニ參候而御用相達申候事
- (235) 一、日本ハ殊外結構成能国とて朝鮮人も申定ニ、唐ヨリハ結構成儀と申候、朝鮮ヨリ唐へ使者ニ參候衆が則日本江使者ニ參候儀も御座候、且又唐之通詞官共も日本へ之使者ニ付て參申候、就夫右人柄達之咄をも得と承候ニ、日本ハ唐ヨリも結構成儀多御座候、増而朝鮮者申ニ不及儀ニ御座候と之事
- (236) 一、前ニも申候通、東萊へ參而見申所ニ、町屋杯大分之儀ニ御座候、日本所々いつれニも御座候町屋之如ク、端々ハ皆わるき町屋ニて御座候事、且又東萊之町、成程能町ニて種々成物を店へ出シ置売買仕候、日本之趣ニ何之相替候儀も無御座候事、且又東萊之町屋杯も皆かやふきと瓦ふきニて御座候、そきふきハ一円見へ不申候事
- (237) 一、前ニ申候通、多田与左衛門へ付候而東萊へ參申候、東萊ニても客館有之、夫ニ滞留仕罷居候、滞留之内東萊之方ヨリ下行仕候米又野菜之類或鳥獸魚類ニても追々あてがい申候、種々成物ニて其内ニ日本ニて常々給不申物交りニ下行仕候、夫を以日本料理ニ仕而給申候事

(238) 一、朝鮮王ヨリ唐へ何そニ付使者被差越候時ハ、日本へ参候と同シ事ニて正使・副使・従事以上三使を以被申候事

(239) 一、慶尚道之内熊川^{ウンテン}是モ浦手ニテ萩ヨリハ西ノ方大分南エ上リテ有所也、俗ニコモカイト云、此所ヨリ十三人乗之朝鮮人、元文二年霜月^(見島)ニ三島へ漂流、夫ヨリ浜崎へ参候、加徳島と云島へ獵ニ参而流され右之通ニ候、此朝鮮人が申たる儀を記之

(240) 一、熊川ヨリ萩江樋三日三夜ニハ走り参るを覚候事

(241) 一、日本耕作之仕様、殊外宜敷諸事参を入申候、朝鮮ハ中々是ニ不及候事

(242) 一、当年之閏月之儀、日本ハ霜月ニて候所ニ朝鮮之閏月ハ九月と申候、且又冬至ハ霜月晦日ニて候所ニ朝鮮之冬至ハ日本之閏霜月二日ニ当り候と申候事

※(新)に類似の記事あり「閏月朝鮮・日本之に大かた違ひ有之候、自然とハ合候事」

(243) 一、万歳を覚候者尅人有之、申させ承候所ニ、御国山口ヨリかくしやうと申て萩へ出候万歳之申言葉相ニ少も相替儀無之、色々目出度儀を取集而申候、爰を以考候、山口ヨリ出候かくじやう之万歳ハ定而琳聖太子時代ヨリ伝て申万歳ニて可有之と存候事

(244) 一、五年跡ニ対馬守殿ヨリ江府へ被申上候、慶尚道東之海辺ニ迎日と云所ニびんげんぎと申浪人謀叛を企て、釜山・東萊・蔚山杯之役人をも同意させ追付及乱躰ニ候が、其儀頭れびんげんぎを生捕、其外段々仕置有之と也、此儀を尋候得ハ答ニ、成程左様之趣ニ承候、乍然各ハ程隔りて居候故委敷不存と申候事

(245) 一、来年ハ日本へ若君御誕生御悦之使者朝鮮ヨリ参と之儀ニ候、各が居候あたりヨリも水主ニ出、或ハ簞持か様之あたり何そ角そ之役ニ出申候筈と咄候、早頓ニヨリ其風説御座候と相聞へ候事

(246) 一、釜山浦之日本館も則慶尚道也、日本館ヨリ熊川へ之間相、陸ハ二日路、海上ハ順風ニさへ候得ハ一日路ニて参候事

(247) 一、萩ヨリ蔚山へ間相之儀、殊外近キ事ニて候、方角ハ真西へ当り候、一日一夜順風ニて走り候へハ着仕る積り候事

(248) 一、日本館ヨリ先キ一里半計に石碑立て有、夫ヨリ日本人不入込筈之定めニて候得共、鷹狩杯之時分、鷹がそれ候杯と云様成かこつけニて少々先キ之方へも左右へも参込候事、且又対馬ヨリ日本館へ在番ニ参候衆、鷹をもつれ参申候、朝鮮ニても鷹を取鷹狩仕、其外色々狩等ハ仕候事

(249) 一、都而朝鮮之諸所^{セキヒ}り之儀

府使^{フシ}是ハ城ニ居住シテ其所ヲ治ルナリ

牧使^{モクシ}是モ城ニ居住シテ其所ヲ治ルナリ、最牧使ハ府使之下ニ立相勤申役座ニて候事

県令^{ケンレイ}是ハ亦牧使之下ニモ立テ治メヲ成ス役座ニて候事

県監^{ケンガン}是ハ亦県令之下ニ立テ治メヲ成ス役座ニて候事

右之荒々を申也、凡右之趣を以治メ申候、且又万戸とハ船大持を申候事

(250) 一、朝鮮之儀ニてハ無之候得共、序ニ咄承候故記置候、朝鮮人萩ヨリ長崎へ被送候時、浜崎ヨリ出ル道筋之儀、^(毛利吉元)泰桓院様被仰付を以、夫以来御船倉ヨリ熊谷町へ通シ、夫ヨリ津守町・細工町之様行き、片河町出、呉服町へ出、夫ヨリ順々本筋を椿町之様ニ罷出候事

朝鮮物語全部終

宝暦三年 井上光英書之